

目次

【共通対応機器販売利用規約】	. 1
【C mobile Xi® 使い放題 22 利用規約】	. 1
【C mobile Xi® Ⅲ 22 利用規約】	. 3
【Wi-Fi 安心サービス】	. 5
【ビューン @ 利用規約】	6
【ONLY SERVICE 会員規約】	. 6
【お申し込みによる個人情報の取扱いについて】	7

【共通対応機器販売利用規約】

株式会社 NEXT ONE(以下、「弊社」といいます) が提供する C mobile サービス (以下、「本サービス」といいます) へお 申込みいただく方で、弊社から本サービスに対応した機器 (以下、「端末機器」といいます)の購入される方 (以下、「契 約者」)は、以下の規約を必ずお読みのうえ、ご同意下さい。

第1条(端末機器の売買契約の成立)

1. 契約者は端末機器の購入を希望する場合、弊社指定の方法に従って端末機器の購入申込みを行うものとします。

2. 契約者と弊社との間の端末機器に関する売買契約(以下、「売買契約」といいます)は、前項に基づく購入申込みを弊社が受け付け、これを承諾した時点で成立するものとします。かかる承諾は、弊社所定の方法で契約者へ通知すること により行われます

3. 端末機器について弊社が購入数量等を制限している場合、契約者は、その数量の範囲内で端末機器の購入申込みを行 うものとします。

第2条(申込みの拒絶)

第2条(下込いの)には1 1、弊社は、契約者が次の各号のいずれかに該当する場合、端末機器の購入申込みを承諾しない場合があります。 (1) 申込み情報に虚偽の情報があった場合 (2) 弊社サービスおよび売買契約の支払いの滞納等がある場合

(3) 日本国外からの申込み又は配送先が日本国外の場合

(3) 日本細町が2つケードのアメルもほんアルバエペー国コー (4) その他弊社が申込みを承諾することにつき不適当と判断した場合 2. 弊社は、契約者による端末機器の購入申込みに関し、端末機器の配送が完了したか否かにかかわらず、第三者によ るなりすまし等の不正行為のおそれがあると判断した場合、本人確認のために当該申込みの支払いにかかるクレジット カード及び当該クレジットカード等の発行会社及び金融機関等に対して注文情報を開示する場合があります。また、当 該注文行為が契約者本人によるものでないと確認したときには、当該注文にかかる売買契約を取り消すものとします。 第3条(代金及び支払方法)

1. 契約者は、弊社が定める端末機器の販売代金 (以下、「端末代金」といいます」) を、ご登録の決裁方法により割賦払

いにて支払うものとします。 2. 契約者は、本サービスを解約した場合で、未払いの端末代金があるときには、弊社が指定する支払方法により、当該 未払いの端末代金を一括払いとして支払うものとします。 第4条(配送および所有権の移転)

1. 弊社は、端末機器の購入となった場合について、端末代金の支払方法が確定している場合に限り、弊社指定の配送業者により端末機器の引き渡しを行うものとします。

2. 配送は日本国内に限ります。 3. 弊社は、端末機器の売買契約の締結後、概ね 10 日以内に、契約者が弊社に届出た住所へ端末機器の配送を行います。 4.移動機の配送に、売買契約締結後、概ね10日以上要する場合は、弊社は弊社所定の方法により会員に通知するもの とします。

5.端末機器の所有権は、契約者が弊社へ端末代金の全額の支払を完了した時点で、契約者へ移転するものとします。なお、契約者は、端末機器の所有権移転前においては、端末機器を担保に供し、賃貸、譲渡、又は転売することができな いものとします。

第5条(初期不良及び返品)

1. 契約者の購入した端末機器について、配送当初から正常に動作しない状態である場合若しくは配送当初から汚れがあ る場合(以下、「初期不良」と総称します)又は配送に起因して破損が生じた場合若しくはその他弊社の責めに帰すべき 事由による商品手配達い等が生じた場合には、契約者は弊社が端末機器毎に指定する連絡窓口に対し端末機器配送完了

後、速やかに通知するものとします。また、その後の処理については、当該連絡窓口の指示に従うものとします。 2. 契約者は、前項に定める場合以外の端末機器の保証については端末機器毎に定める保証規定に従うものとします。な お端末機器の機器製造事業者の保証規定に基づく当該端末機器の保証について、弊社は一切責任を負いません。 3.端末機器について、契約者の責めに帰すべき事由に基づく場合又は以下の各号に基づく場合、初期不良には該当しな

いものとします。 (1)火災、地震、水害、落雷、ガス害、塩害、その他の天災地変、公害、又は異常電圧等の不慮の事故による場合

(2) 接続時の不備に起因する場合、又は接続している他の機器に起因する場合 (3) 取扱説明書又は製品仕様書の記載事項に反する使用及び保管による場合

(4) 契約者が改造、調整、部品交換等を行った場合 (5) その他、端末機器引き渡し後の輸送、移動時の落下・衝撃など不適当な取扱いによる場合

第6条(期限の利益の喪失)
1.契約者が次のいずれかの事由に該当したときは、当然に売買契約に基づく債務について期限の利益を失い、直ちに債 務を履行するものとします。

期間内に支払わなかったとき。

(2) 自ら振出した手形、小切手が不渡りになったとき又は一般の支払いを停止したとき。

(3) 差押、仮差押、保全差押、仮処分の申立て又は滞納処分を受けたとき

(4) 破産、民事再生、特別清算、会社更生その他裁判上の倒産処理手続の申立てを受けたとき又は自らこれらの申立て なしたとき.

(5) 売買契約が契約者にとって商行為 (業務提携誘引販売個人契約を除きます)となる場合で契約者が端末代金の支払い を1回でも遅滞したとき。

(6) 住所変更の届け出を怠る、または弊社からの請求を受領しないなど契約者の責めに帰すべき事由により、請求が延

着しもしくは到着しなかったとき 2. 契約者は、次のいずれかの事由に該当したときは、弊社の請求により売買契約に基づく債務について期眼の利益を失

い、直ちに債務を履行するものとします。 (1) 売買契約上の義務に違反し、その違反が売買契約の重大な違反となるとき

(2) 契約者の信用状態が著しく悪化したとき

第7条(遅延損害金)

37. **(全座19日3日) 1. 契約者が、端末代金の支払いを遅滞したときは、支払期日の翌日から支払日に至るまで当該端末代金に対し、商事法 定利率(1年を365日とする日割計算。以下同じ)を乗じた額の遅延損害金を支払うものとします。 2. 契約者が、期限の利益を喪失したときは、期限の利益喪失の日から完済の日に至るまで、端末代金の残金全額に対し、 商事法定利率を乗じた額の遅延損害金を支払うものとします。

第8条(費用等の負担)

契約者は、端末代金の支払いに要する付帯費用を負担するものとします。

第9条(契約解除)

1. 弊社は、以下の各号のいずれかに該当する場合、契約者との売買契約を解除することができるものとします。この場 合において、契約者に帰責事由がある場合、弊社は契約者に対して弊社が被った損害の賠償を求めることができるもの とします。

(1) 契約者が第6条各項各号に違反した場合

(1) 実対者が第6条名場合等に速反した場合 (2) 弊社に通知した住所に端末機器を配送したにもかかわらず、契約者の不在等により端末機器の引き渡しができず、かつ端末機器の発送のときから一定期間が経過してもなお当該契約者から何らの連絡も無い場合 2. 前項の解除事由に該当する場合において、契約者に端末機器の引き渡しが完了しているとき、弊社は、当該端末機器の返還を契約者に要求することができるものとします。契約者は、弊社が返還を要求した場合、契約者の費用負担にお いてかかる端末機器を弊社所定の方法により直ちに返還しなければならないものとします。 第10条(免責)

第10条(発見) 1.弊社は、端末機器の商品性又は契約者の使用目的への適合性等に関していかなる保証も行わないものとします。 2.弊社は、契約者による端末機器の使用その他売買契約に関して契約者に生じた特別損害、拡大損害に関しては責任を 負いません。また、弊社が契約者による端末機器の使用その他売買契約に関して責任を負う範囲は、弊社の故意又は重 通失による場合を除き、いかなる場合においても契約者の購入した端末機器の端末代金相当額をその上限とします。

第11条(住民票取得等の同意)

契約者は、本申込みに係る審査のため若しくは債権管理のために、弊社が必要と認めた場合には、契約者の住民票等を 弊社が取得し利用することに同意するものとします。 第12条(合意管轄裁判所)

契約者は、売買契約について紛争が生じた場合、訴額の如何にかかわらず、大阪地方裁判所および簡易裁判所を第一審 の専属的合意管轄裁判所とすることに同意するものとします。

第13条(債権の譲渡)

学社は、契約者に対する売買契約に基づく債権を第三者に譲渡することや担保に供することがあります。この場合において、契約者は、当該債権の譲渡及び弊社が契約者の個人情報を譲渡先または担保権者に提供することにあらかじめ同 音するものとします。

【C mobile Xi® 使い放題 22 利用規約】

ビス」といいます)を提供します。
2. 第4条(通知)に基づく通知、弊社がその他の方法で行う案内、特約および注意事項等は、本規約の一部を構成するものとし、会員はこれに従うものとします。
3. 弊社が別に定める特約について、用語の定義および特約に記載のない事項は本規約に則るものとします。
4. 本規約は、弊社が基本ブランのオブションとして提供するサービス(以下、「オブションサービス」といいます)にも適用されます。ただし、各オブションサービス規約において別段の定めがある場合を除きます。
第2条(規約の変更)
弊社は、会員の承諾を得ることなく本規約を変更できるものとします。この場合、提供条件等は変更後の規約によ

ソのチ。 第 3 条 (用語の定義) 1. 本規約で使用する用語の定義は、それぞれ次のとおりとします。

(1) 「会昌」

ります

(1) 会員」 弊社と本サービスの利用に関する契約を締結している者をいいます。 (2)「本契約」 弊社と会員の間で締結される、本サービスの提供を内容とする契約をいいます。 (3)「オプション契約」 弊社と会員の間で締結される、基本プランのオプションサービスの提供を内容とする契約をいいます。 が「严幽十半個で 弁性に 公員の間であることでは、 室本プランのオラフョン ((4)「端末機器」 本サービスを利用するために必要な通信機器をいいます。

本サービスを利用するにのに必要は酒店機能をいいます。 (5)「SIM カード」 会員識別番号その他の情報を記憶することができる IC カードであって、本サービスの提供にあたり、弊社から会 員へ貸与されるものをいいます。

(6)「個人情報」

個人情報の保護に関する第25条第1項に定める「個人情報」をいいます。

個人情報の保護に関する弟 Δ 条弟「頃に定める「個人情報」をいいます。 (7) 接続事業者」 株式会社 NTT ドコモをいいます。 (8) 「提供ソフトウェア」 本サービスまたはオブションサービスの利用にあたり、弊社が会員に対してその利用を許諾するソフトウェア (ア ブリを含みますが、これに限りません。) の総称をいいます。

第・4 案 () 世 和 リ 1. 弊社から会員への通知の方法は、弊社のホームページ上または電子メールによるものとします。 2. 前項の規定に基づき、弊社から会員への通知を弊社のホームページへの掲載または電子メールの送信方法により 行う場合には、当該通知は、その内容がホームページに掲載された日または会員宛に送信された日に行われたものとします。

こともか。 3. 会員が住所変更の届け出を怠る、または弊社からの通知を受領しないなど会員の責めに帰すべき事由により通知 または送付された書類等が延着しまたは到達しなかった場合には、通常到達すべき時に到達したものとします。

第 2 章 契約 第 5 条 (契約の単位) 1. 本サービスは、1つの通信可能な端末機器毎に一の本契約が成立するものとします。 2. 会員は、本サービスについて、同一名義で最大 2 台までの契約を申し込むことができるものとします。

第6条(申込みの方法)

第0条(平近かの)が広) 1. 本サービスの申込みにあたっては、本規約に同意の上、弊社所定の手続きに従って行うものとします。 2. オプションサービスの申込みにあたっては、本規約および当該オプションサービス規約に同意の上、弊社所定の手続きに従って行うものとします。 等3.8 (中心) 1.0 のまち

等7条(申込みの承諾) 1. 弊社は、本サービスの申込みがあったときは、原則として受付けた順序に従ってその契約の申込みを承諾します。 申込みの承諾は、弊社から本サービスの申込みをした者に対する申込み受付完了メールの発信または弊社が定める 方法により行います。

2. 本サービスの申込みをする者は、前項の定めに関わらず、次の場合には弊社がその申込みを承諾しないことがあることをあらかじめ了承するものとします。 (1) 本サービスの提供をすることが弊社の業務の遂行上または技術上著しく困難なとき。 (2) 本サービスの申込みをした者が、当該申込みサービス以外の弊社が提供する他のサービス(以下、「他サービス」

といいます)の料金または工事に関する費用等の支払いを現に怠っている、怠るおそれがあるまたは過去に怠ったことがあるとき。 (3) 本サービスの申込みをした者が、本サービスもしくは他サービスにおいて利用停止または解約をされたことが

あるとき

あるとき。
(4) 本規約に違反している、もしくは違反するおそれがあるとき、または過去に違反したことがあるとき。
(5) 本サービスの申込みをした者が、申込みにあたり虚偽の届出をしたとき。
(6) 本サービスの申込みをした者が、制限能力者であって、申込みにあたり法定代理人等の同意を得ていないとき。
(7) その他、上記に準ずる場合で、弊社が申込みを承諾することが不適当と判断したとき。
3 オブションサービスの申込みについて、前条第 2 項を準用します。
第 8 条 (契約の成立)

本サービスの申込みに対して、第7条(申込みの承諾)で定める弊社の承諾があった時点で本契約が成立するもの とします。

とします。 **第 9 条**(権利義務譲渡の禁止) 会員は、本契約およびオブション契約のいずれにおいても、その契約上の地位および本契約から生じる権利義務を

会員は、本契約およびオブション契約のいずれにおいても、その契約上の地位および本契約から生じる権利義務を第三者に譲渡または担保に供することはできません。 第10条(届出事項の変更等) 1.会員は、弊社への届出事項(氏名、住所、請求書の送付先、クレジットカードの情報、電話番号およびメールアドレス等)に変更があったときは、速やかに弊社所定の手続きに従い届け出るものとします。 2.前項の届出を怠ったことにより、会員に対する弊社からの通知が到達しない等、不利益を被った場合においても、弊社は一切責任を負わないものとし、弊社からの通知は通常到達すべきときに到達したものとみなされます。 等11条(今月の別地位の海線) 弊社は一切責任を負わないもの 第11条(会員の地位の承継) プロ・ポースティンに辿りが楽り。 1.法人の合作等により会員の権利義務の承継が発生した場合、会員の地位も承継されるものとし、合併後存続する 法人または合併により設立された法人は、これを証明する書類を添えて、速やかに弊社所定の手続きに従い届け出

るものとします。 2. 会員が死亡した場合、本契約およびオプション契約は終了または承継されるものとし、相続人はそれを選択する ことができるものとします。ただし、弊社は当該会員の相続人等からの契約終了の通知を受領しない限り、料金等 の請求をできるものとします。なお、相続人等か行う契約終了の通知方法は、第12条(会員による解約)に準ずる

ものとします。 ものとしるす。 3. 前項の場合に、相続人が会員の地位の承継を希望するときには、正当な相続人であることを証明する書類を添

5. 削損の場合に、相続人が会員の地位の承継を布置するとさには、止当な相続人であることを証明する書類を添えて、读やかに弊社所定の手続きに従い届け出るものとします。
4. 前項の場合に、相続人が2人以上あるときは、そのうちの1人を弊社に対する代表者と定め、これを届け出るものとします。また、これを変更したときも同様とします。
5. 弊社は、前項に定める代表者の届出があるまでの間、その相続人のうちの1人を代表者として取扱うことができるものとします。
第12条(会員による解約)
第一2条(会員による解約)

1. 会員は、本契約またはオプション契約の解約をしようとするときは、あらかじめ弊社所定の方法により通知する

1. 会員は、本架約またはオフソョン契約の解約をしよっとするときは、あらかじの弊社所定の方法により通知する ものとします。 2. 弊社は、当月の20日(土日祝日および弊社指定休日の場合は前営業日とします。)までに前項の通知を確認でき た場合、当月未日をもって解約手続きを行うものとし、20日以降に前項の通知を確認できた場合には、当該通知 のあった月の翌月の末日に解約手続きを行うものとします。 3. 会員は、前各項の規定に基づき、弊社が解約手続きをした時点において発生している料金等について、本規約に 基づいて支払うものとします。 第13条(弊社による解約) 1. 取料は、企品公第10名第1項(利田原に)のいずわかに該当する場合は、今局に対し適知その他の手続きなす。

第13条(弊社による解約)
1. 弊社は、会員が第19条第1項(利用停止)のいずれかに該当する場合は、会員に対し通知その他の手続きをすることなく、本契約もしくはオプション契約またはその両方を解約できるものとします。
2. 弊社は、会員が第19条1項(利用停止)のいずれかに該当する場合において、その行為が弊社の業務の遂行に若しく支障を及ぼすと認められるときは、利用停止をせずに直ちに本契約もしくはオプション契約またはその両方を解約することができるものとします。
3. 弊社は、会員について、破産、民事再生または会社更生法の適用申立その他これに類する事由が生じたことを知った時は、本契約およびオプション契約を解約することができるものとします。
4. 弊社は、会員の財政状態が明らかに悪化しており、本サービスの料金の支払いやその他の債務の履行が困難と判断した場合、本契約もしくはオプション契約またはその両方を解約することができるものとします。
5. 会員は、前各項の規定により解約となった場合、料金等弊社に対する全ての債務について、当然に期限の利益を喪失し、ただちにこれを支払わなければならないものとします。
第14条(最低利用期間)
1. 本サービスの最低利用期間は、利用間始日の翌日を起筒日トオスタ佐取りたまませ

第14条(政国が日初刊目) 1.本サービスの最低利用期間は、利用開始月の翌月を起算月とする3年契約となります。 2.会員は、第12条(会員による解約)または第13条(弊社による解約)の規定により、3年契約期間中に解約が成立したときは、端末機器支払残額を一括でお支払いいただく必要があります。

第 3 章 サービス 第 15 条(サービス内容) 1. 本サービスは、携帯電話事業者が提供する回線を利用したワイヤレスデータ通信との相互接続によりインタ・ 1.本サービスは、携帯電話事業者が提供する回線を利用したワイヤレステータ通信との相互接続によりインターネットに接続する電気通信サービスです。本サービスの通信速度は、ベストエフォートであり、理論上の最大速度を実効速度として保証するものではありません。通信環境や混雑状況により通信速度が変化する可能性があります。2. 弊社は、会員間の利用の公平を確保し、本サービスを口滑に提供するために、通信の最適化をする場合があります。3. 弊社は、本サービスについて、オブションサービスの内容、料金、その他の事項については別途定めるものとします。

4. 会員は本サービス提供後、ブラン変更できないものとします。 5. 本契約について解約または会員の地位の承継がなされた場合、会員が利用するオプションサービス利用契約もこれに伴って解約されまたは会員の地位が承継されるものとします。 6. 弊社は、会員の本サービス利用にあたり、電話番号を付与する場合があります。弊社は、業務の遂行上または技術上やむをえない理由があるときは、当該電話番号を変更することができるものとします。 7. 弊社は、会員に対して提供ソフトウェアの利用を許諾することができます。弊社が、会員に対して、提供ソフトウェ

7. 升毛は、芸具に対してに戻りフトウェアの小川市を計ち出りることができます。升札が、芸具に対して、提供フフトウェアがに関する知的財産権を移転させることはありません。 8. 弊社は、提供ソフトウェアが、その提供の目的を達成できるように機能するよう努めますが、明示的にも黙示的にも、その正確性、商品性、目的適合性(高危険度業務に対する適合性を含みますが、これに限りません)を保証

でもらん。 第 16 条(サービス提供エリア) 本サービスの提供エリアは、接続事業者が定める提供エリアとします。 第 17 条(提供の中止)

本 アー こ 人の提供エリアは、接続・ 事業者が止める症状エリアとします。 第 17 条 (提供の中止) 弊社は、次の場合には緊急時ややむをえない場合を除き、あらかじめ会員に対し通知の上、本サービスもしくはオ プションサービスまたはその両方の提供を中止することがあります。 (1) 弊社設備の保守または工事等の理由によりやむをえないとき。 (2) 弊社設備の保守または太防障等の理由によりやむをえないとき。 (2) 弊社設備の院書または故障等の理由によりやむをえないとき。 (4) 接続事業者の電気通信事業の休止等により、弊社が本サービスの提供を行うことが困難になったとき。 第 18 条 (会員から弊社所定の方法により請求があったときは、本サービスの利用の一時中断(その会員識別番号を他に転用することなく一時的に利用できないようにすることをないます。以下同じとします)を行います。 2. 前項に基づき、本サービスの利用の一時中断を受けた会員が、当該利用の一時中断の解除を請求する場合は、弊 社所定の方法により行うものとします。 3. 本サービスの利用の一時中断あよび当該利用の一時中断の解除の手続きは、請求を受付けてから一定時間経過後 に完了します。当該利用の一時中断あまが当該利用の一時中断の解除の手続きな、請求を受付けてから一定時間経過を に完了します。当該利用の一時中断がよびでは、手続き完了までに生じた利用料金は、会員による利用であるか否か にかかわらず、会員の負担とします。 4. 本サービスの利用の一時中断があっても、本サービスの利用料金(月額基本料、ユニバーサルサービス料および 電話リレーサービス料(有料サービス)等の月額料は発生します。

-サービス料 (有料サービス)等の月額料は発生します。 雷話リレ-

4. 本サービスの利用の一時中断があっても、本サービスの利用料金(月額基本料、ユニパーサルサービス料もよび 電話リレーサービス料(有料サービス)等の月額料は発生します。 第19条(利用停止) 1. 弊社は、会員が次のいずれかに該当するときは、会員に対し適知その他の手続きをすることなく、本サービスも しくはオプションサービスまたはその両方の利用を停止することができるものとします。 (1) 本サービスの料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払わないとき(弊社が定める方法による 支払いのないとき、および、支払期日経過後に支払われ弊社がその支払いの事実を確認できないときを含みます)。 (2) 虚偽の届出をしたことが弊社に判明したとき。 (3) 第10条(届出事項の変更等)の規定による届出を怠ったことにより、会員が弊社に届け出た住所もしくは居所 にいないことが明らかな場合であって、弊社がその事実を確認したとき。 (4) 第 20条(禁止事項)の規定その他本規約の規定、またはオプションサービス利用規約に違反したとき。 (5) 差押、仮差押、仮処分、租税滞納処分、その他公権力の処分を受けたとき。 (7) クレジットカードの利用が差し止められるまたは集金代行会社から遅延情報が届く等、財産状態が悪化した、またはそのおそれがあると認められる相当の理由があるとき。 2. 弊社は、幹社と複数の契約を締結している会員(住所、氏名、電話番号および支払方法等の内容に照らして、同 一の会員と弊社が判断した場合を含みます)が、そのいずれかの契約において、前項第1号から第7号に該当した ときは、そのすべての契約について、前項の措置を行うことができるものとします。 3. 会員は、本サービスの一時的な利用序止を希望するときは、弊社指定の方法により通知するものとします。なお、 当該利用停止期間中も本サービスの利用料金は発生します。 4. 弊社は、オンターネットセーフティ協会が提供する児童ポルノアドレスリストにより特定される Web サイトま たはコンテンツに対する会員からの閲覧要求を検知し、当該閲覧を遮断することがあります。 第20条(禁止事項)

第 20 条 (禁止事項)

第20条(禁止事項)
1. 会員は、本サービスまたはオプションサービスの利用にあたり、次の行為(そのおそれのある行為を含みます。)を行わないものとします。
(1)他人の知的財産権その他の権利を侵害する行為。
(2)他人の財産、プライバシー又は肖像権を侵害する行為
(3)他人を誹謗中傷し、又はその名誉もしくは信用を毀損する行為
(4)詐欺、業務妨害等の犯罪行為又はこれを誘発もしくは属助する行為
(5)わいせつ、児童ボルノ・児童虐待にあたる画像もしくは文書等を送信し、又は掲載する行為
(6)薬物犯罪、規制薬物等の濫用に結びつく、もしくは結びつくおそれの高い行為、又は未承認医薬品等の広告を
をニニニ

(12) コンビュータワイル人をの他の9音なコンヒューメンロンルでに同じ、人にしています。 置する行為 (13) 他人の管理する掲示板等(ネットニュース、メーリングリスト、チャット等を含みます)において、その管理 者の意向に反する内容又は態様で、宣伝その他の書き込みをする行為 (14) 受信者の同意を得ることなく、広告宣伝又は勧誘のメール等を送信する行為 (15) 受信者の同意を得ることなく、受信者が嫌悪感を抱く、又はそのおそれのあるメール等(嫌がらせメール)を

(15) 受信者の同意を得ることなく、受信者が嫌悪感を抱く、又はそのおそれのあるメール等(嫌がらせメール)を送信する行為 (16) 遠法な賭博・ギャンブルを行わせ、または違法な賭博・ギャンブルへの参加を勧誘する行為 (17) 遠法行為 (けん統等の譲渡、爆発物の不正な製造、児童ボルノの提供、公文書偽造、殺人、脅迫等) を請負し、仲介しまたは誘引 (他人に依頼することを含む) する行為 (18) 人の殺害現場の画像等の残唐な情報、動物を殺傷・虐待する画像等の情報、その他社会通念上他者に著しく嫌悪感を抱かせる情報を不特定多数の者に対して送信する行為 (19) 人を自殺に誘引または勧誘する行為または他人に危害の及ぶおそれの高い自殺の手段等を紹介するなどの行為 (20) 犯罪や違法行為に結びつく、またはそのおそれの高い情報や、他人を不当に誹謗中傷・侮辱したり、ブライバシーを侵害したりする情報を、不特定の者をして掲載等させることを助長する行為 (21) その他、公序良俗に違反し、または他者の権利を侵害すると判断した行為 (22) 他人の施設、設備もしくは機器に権限なくアクセスする行為 (23) 他人が管理するサーバー等に著しく負荷を及ぼす態性で本サービスを使用し、又はそれらの運営を妨げる行為 (24) その行為が前各号のいずれかに診当することを知りつつ、その行為を助長する態様でリンクをはる行為 (25) その他、法令もしくは公序良俗に違反し、又は他人の権利を著しく侵害する行為 (26) 前各号に該当するおそれがあると判断する行為 2. 会員は、前項の規定またはオブションサービス規約中の禁止事項に関する規定に違反して、弊社が署院を与えまたは与えるおそれがあるとき(電気通信設備を亡失またはき損したときを含みます。)は、弊社が指定する期日までに、弊社がその対応に要した費用を支払うものととます。 (1) 会員に対し、当該行為の中止、修正またはデタの移動をの他必要な措置等を行うことができるものとします。 (1) 会員に対し、当該行為の中止、修正またはデタの移動その他必要な措置等を行うこととを要求し、またはバスワードをロックして端末の機能を停止すること。 (2) 本サービスおよびオブションサービス内に蓄積する情報やデータ等を会員または第三者が被った損害できない状態に置く、または削除すること。 (3) その他禁止行為を停止するために必要な措置を行うこと。 4 弊社は前所するそと。 (3) その他禁止行為を停止するために必要な措置を行うこと。 4 弊社は前頭の義務を負ものではなく、弊社が前項の措置等を行わないことにより会員または第三者が被った損害に関して、一切の責任を負わないものとします。

4章 通信 第21条(重要通信の確保) 弊社は、天災、事変その他非常事態が発生しまたは発生するおそれがあるときは、電気通信事業法第8条並びに関 係法令に基づき、災害の予防・教援・交通、通信もしくは電力の供給の確保、または秩序の維持に必要な通信その 他公共の利益のため緊急を要する通信を優先的に取り扱うため、本サービスもしくはオプションサービスまたはそ の両方の利用を、制限または中止することができるものとします。

の両方の利用を、制限または中止することかできるものとします。 第 22条(通信の制限) 1. 本サービスおよびオプションサービスは、接続されている端末機器が通信区域内に在圏する場合に限り利用する ことができます。ただし、通信区域内であっても、屋上、建物の中、地下駐車場、ビルの陰、トンネル、山間部等 電波の伝わりにくい場所や電波を発生する機器の近くでは、通信を行うことができない場合があります。 2. 弊社は、通信が著しくふくそうするときは、通信時間または特定の地域の通信の利用を制限することがあります。 3. 弊社は、会員間の利用の公平を確保し、本サービスを円滑に提供するため、動画再生やファイル交換 (P2P) アプリケーション等、帯域を継続的かつ大量に占有する通信手段を用いて行われるデータ通信について、速度や通信量 を制限するステムがあります。

リケーション等。 中域を極続的がプ大車に占有する理由手段を用いて行われるアータ連信にプレビ、速度や連信車を制限することがあります。 4. 弊社は、1つの通信について、その通信時間が一定時間を超えるとき、またはその通信容量が一定容量を超えるときは、その通信を切断することがあります。 ときは、その通信を切断することがあります。 5. 弊社は、平均的な利用を著しく上回る大量の通信を継続して行い、弊社または第三者のネットワークに過大な負荷を与えている会員の通信を制御または帯域を制限する場合があります。 6. 弊社は、弊社所定の通信手段を用いて行われた通信について当該通信に割り当てる帯域を制御することがあります。

7. 弊社は、本条2項乃至6項に定める通信時間等の制限のため、通信にかかる情報の収集、分析および蓄積を行う

第5章 料金 第23条(料金)

7 上 受礼(マニア) ・ 弊社が定める料金表 (ONLYSERVICE 入会申込み (確認)書およびマイページ※ 1) に定めるところによるものとし、

会員はこれらの料金について支払う義務を負うものとします。
※1.DNLYSERVICE のマイページでは、各種サービスのご利用に必要な情報をインターネットで確認することができる。お客さま専用のページです。URL: http://onlyservice.jp
2.本サービスでは月途中に開通・退会の場合でも、月額通信料、機器割賦代金、ユニバーサルサービス料および電話リレーサービス料の減額、日割計質は致しません。
3.弊社が貸与した本 SIM カードを紛失、破損した場合及びその他の理由により本 SIM カードを弊社に返却しない場合の SIM カード損害金は、別途弊社が定める料金表に定めるところによるものとし、会員は SIM カード損害金について支払う義務を負うものとします。
第24条(月額料等の支払義務)
1.本サービスの会員は、その契約に基づいて弊社が会員回線の提供を開始した日から契約の解除があった日が属する月の末日までの期間について、料金表(月額料(通信料、機器割賦代金))および(ユニバーサルサービス料)に規定する料金の支払いを要します。
話リレーサービス料)に規定する料金の支払いを要します。
に前項の期間において、利用の一時中断または利用停止により本サービスを利用することができない状態が生じたともの月額料(以下「月額料等」といいます)の支払いは次のとおりとします。
(1)利用の一時中断または利用停止があったときでも、会員は、その期間中の月額料等の支払いを要します。
(2)会員は、次の場合を除き、本サービスを利用できなかった期間中の月額料等の支払いを要します。

会員の責めによらない理由により、本サービスを全く利用 そのことを弊社が認知した時刻以後の利用できなかっできない状態(その契約に係る電気通信設備による全ての通 た時間 (24 時間の倍数である部分に限ります) についてにまるしい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の て、24 時間でとに日数を計算し、その日数に対応する状態となる場合を含みます) が生じた場合に、そのことを弊 本サービスについての料金社が認知した時刻から起算して、24 時間以上その状態が連 続したとき

3.弊社は、支払いを要しないこととされている料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。 第 25条(債権の譲渡)弊社は、購入者に対する売買契約に基づく債権を第三者に譲渡することや担保に供することがあります。この場合において、購入者は、当該債権の譲渡及び弊社が購入者の個人情報を譲渡先または担保権者に提供することにあらかじめ同意するものとします。

(本サービスの)短供の中止の間、実物期間の)連げか停止するものではありません)。 第 27 条(手続に関する料金の支払表務) 会員は、本サービスに係る契約の申込みまたは手続を要する請求をし、その承諾を受けたときは、別組料金表に規 定する手続に関する料金の支払いを要します。ただし、その手続の着手前にその契約の解除または請求の取消があったときは、この限りではありません。この場合、既にその料金が支払われているときは、弊社は、その料金を返還

第 28 条 (料金の計算等)

料金の計算方法並びに料金の支払方法は、別途弊社が定めるところによります。

料金の計算方法並びに料金の支払万法は、別述学在が足めるとしつによりより。 第29条(割増金) 会員は、料金の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額(消費税相当額を加算しない額 とします)の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額(料金表の規定により消費税相当額を加算しない額 されている料金にあっては、その免れた額の2倍に相当する額)を割増金として支払っていただきます。 第30条(延滞利息) 会員は、料金その他の債務(延滞利息を除きます)について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支 払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について、年14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として支 セーブロンドチキャす

払っていただきます。 ただし、支払期日の翌日から起算して 15 日以内に支払いがあった場合には、この限りではありません。

第 5 章 「福木機器 第 31条(端末機器) 第 31条(端末機器) 1. 本サービスの利用には、端末機器が必要となります。会員は本サービスの利用にあたり、弊社が指定する端末機器を購入または、会員が自ら使用出来る端末機器が必要となります。 2. 会員が端末機器を購入する場合には、第 32条(端末機器の提供地域)、第 37条(売買契約の解除)、第 38条(故障等)が適用されます。 第 32条(端末機器の提供地域)

第32条(地木板結めが底状型域) 弊社は、日本国内においてのみ端末機器を提供するものであり、日本国外では提供しないものとします。 第33条(端末機器の売買契約) 1.33条(端末機器の売買契約) 2.会員と弊社との間の移動機に関する売買契約(以下、「売買契約」といいます)は、前項に定める購入申込みを 弊社が受け付け、これを承諾した時点で成立するものとします。この承諾は、弊社所定の方法で通知することによ りばこれませる。

評社が受け、別で、1948年の場合による。これである。 り行われます。 3.移動機の所有権は、会員が弊社へ商品代金の全額の支払いを完了した時点で、会員へ移転するものとします。な お、会員は、移動機の所有権移転前においては、移動機を担保に供し、賃貸、譲渡、又は転売することができない

お、会員は、移助機の所有権移転削においくは、移動機を担保に供し、負員、譲渡、又は転元9 のことができないものとします。 第34条(端末機器の引き渡し) 1. 弊社は、店舗でまたは配送業者を利用して、端末機器を引き渡すものとします。 2. 店舗での引き渡しまたは配送の完了をもって、弊社の売主としての引き渡し債務は履行されたものとし、端末機器に対する危険の負担は会員に移転します。 3. 会員は端末機器の受領後、本サービスを利用できるように端末機器を管理するものとします。弊社は、会員が改変等端末機器に変更を加えたことにより本サービスを正常に利用できなかったとしても、一切の責任を負いません。 確348、(端末機器の悪行) 第35条(端末機器の配送)

第33 乗、10本板磁砂/日本2) 1.弊社は、配送業者を利用して端末機器を引き渡す場合、弊社所定の配送業者による宅配便を利用するものとします。なお、端末機器を購入した場合、配送にあたり会員の端末機器代金の支払方法が確定している必要があります。 2.配送は日本国内に限ります。

するものとします。 第 36 条 (端末機器の返品等) 1. 弊社は、端末機器の返品を承りません。 2. 端末機器の交換は、弊社の責めに帰すべき事由による破損、汚損またはその他弊社が別途認める場合に限り行う ことができます。なお、この場合、会員は端末機器を受領した日より起算して 14 日以内に、当該端末機器を交換 する旨を弊社所定の方法により弊社に通知しなければならないものとします。 3. 前項に基づく、端末機器の交換は、弊社が別途定める方法によって行うものとします。 4. 本条第 2 項に基づく端末機器の交換に要する送料は、弊社が負担するものとします。 5. 本条第 2 項の期間経過後の端末機器の保証については、端末機器に付される保証書やその他の書面等に記載され 本条件に受きますのとします。

5.本条第2項の期間経過後の端末機器の保証については、端末機器に付される保証書やその他の書る条件に従うものとします。 第37条(売買契約の解除) 弊社は、次の各号の場合、会員に対し通知することにより、売買契約を解除できるものとします。 (1)会員が本規約に違反した場合 (2)端末機器代金について、会員が、弊社が定める支払期日を過ぎてもなお支払いを行わない場合 (3)弊社が、会員が弊社に届出た住所に端末機器を配送したにも関わらず、会員の不在等により端う いできず、かつ、かかる配送の時から7日経過してもなお当該会員から何ら連絡がない場合 第38条(故障等)

第3条(故障等)
1. 会員は、端末機器が故障・破損等により、通信に利用することができなくなったときは、弊社に対して、端末機器の修理を請求することができます。なお、費用については、弊社が別に定めるものとし、修理を請求した会員はこれを支払うものとします。ただし、当該端末機器の故障・破損等が、弊社の責めに帰すべき事由による場合は、弊社は無関により交換を行います。
2. 前項にかかわらず、以下の場合には、弊社は修理を拒むことが出来るものとします。
(1) 不当な修理、分解または改造(ソフトウェアを含む)が行われた場合
(2) 取扱説明書に違反する方法で使用した場合
(3) 会員の不充分な梱包により、輸送中に破損したと考えられる場合
(4) 損傷が激しく、修理しても機能の維持が困難であると弊社が判断した場合

第 7 章 SIM カード 第 39条 (SIM カード) 1. 弊社は、会員に対して、本サービスの利用に必要な SIM カードを貸し出します。 2. SIM カードの仕様、性能等は予告なしに変更する場合があります。 3. オプションサービスの利用等会員の都合により、SIM カードを変更する必要が生じた場合は、会員は変更手数料 3.オプションサービスの利用等会員の都合により、SIM カートを変更する必要が至じた場合は、会員は変更手数料 3300 円 (税込) を支払うものとします。 第40条 (情報の登録) 弊社は、次の場合に、SIM カードに本サービスおよびオプションサービスの提供に必要な情報の登録を行います。 (1) SIM カードを貸与する場合 (2) 会員から SIM カードへの電話番号その他の情報の登録請求があり、弊社がそれを必要と判断した場合 (3) その他弊社が本サービスおよびオプションサービスの提供に必要と判断した場合

第41条(情報の消去)

第41条(情報の消去) 弊社は、本契約が終了したとき、第39条(SIMカード)の規定によりSIMカードの変更を行ったとき、本サービス の提供が終了したときまたは弊社が特に必要と判断したときに、SIMカードに登録された情報を消去します。 第42条(SIMカードの管理責任) 1.会員は、野社より貸与を受けたSIMカードを善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。 2.会員は、SIMカードの盗難にあった場合、紛失した場合または毀損した場合は、弊社に対して直ちにその旨を連絡するとともに、必要な手続き(警察に対する盗難届の提出等)を行うものとします。 3. 弊社は、第三者がSIMカードを利用した場合であっても、そのSIMカードの貸与を受けている会員が利用した

ものとしてみなして取り扱います。

4. 弊社は、SIM カードの盗難、紛失または毀損に起因して会員に損害が生じても、責任を負わないものとします。 第 43 条 (切替)

第43条(切替)
1. 会員は、弊社が別途定める手続きに従い、本 SIM カードの切替(種別の異なる SIM カードへの切替とします。以下同じとします)の申込みを行うことができるものとします。
2. 本 SIM カードの切替に際して、会員が切替後の本 SIM カードを受領しない場合、弊社は、会員が受領しなかったことを確認した時点をもって、本 SIM カードの切替申込みを取り消すことができるものとします。
3. 会員は、切替後の本 SIM カードの受領日後、弊社が定める期日までに切替前の本 SIM カードを別途弊社が指定する住所宛に自らの費用負担により返却するものとし、当該期日までに返却がなかった場合及び破損した場合、切替のための費用のほか、別紙料金表(その他の費用)に規定する損害金を弊社に支払うものとします。
第444条(M) カードの地管等)

替のための費用のほか、別紙料金表(その他の費用)に規定する損害金を弊社に支払うものとします。 第4条(SIM カードの故障等) 会員は、SIM カードが故障・破損等により、通信に利用することができなくなったときは、弊社に対して、SIM カードの修理を請求することができるものとします。なお、費用については、弊社が別に定めるものとし、会員はこれを支払うものとします。ただし、当該 SIM カードの故障・破損等が、弊社の責めに帰すべき事由による場合は、弊社は無償により交換を行います。 第45条 (SIM カードの返却) 1. 会員は、本契約が終了したときまたは第39条 (SIM カード)の規定により SIM カードの変更を行ったときは、弊社の選択により、弊社が指定する方法で弊社所定の期日までに SIM カードを返却または廃棄するものとします。 2. 前項において、弊社が SIM カードの返却を選択し、弊社が定める期日までに SIM カードの返却がない場合、会員は弊社に対して、SIM カードの返却を選択し、弊社が定める期日までに SIM カードの返却がない場合、会員は弊社に対して、SIM カード費用 3,300 円 (税込)を支払うものとします。

第8章 雑則 第46条 (旧) およびパスワードの管理) 1. 本サービスの利用にあたり、弊社または接続事業者より会員に対してID およびパスワードを発行することがあります。この場合、会員は当該ID およびパスワードについて管理する義務を負うものとします。 2. 会員以外の第三者が会員のID およびパスワードについて管理する義務を負うものとします。 2. 会員以外の第三者が会員のID およびパスワードを使用して本サービスまたはオブションサービスを利用した場合、弊社は当該利用行為を会員本人による利用とみなし、会員は当該ID およびパスワードを使用した行為につき一切の責任を負うものとします。また、この場合、会員の放意過失の有無にかかわらず、料金等を当該会員に請求できるものとし、会員が被る損害等について一切責任を負わないものとします。 第47条 (責任の制限) 1. 弊社は、弊社の責めに帰すべき事由により、本サービスもしくはオブションサービスまたはその両方の提供をしなかったときは、当該サービスが全く利用できない状態(本契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下本条において同じとします。)にあることを弊社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、弊社は、その全く利用できない特態となる場合を含みます。以下本条において同じとします。)におことを弊社が知った時刻から起算して、24時間以上その状態が連続したときに限り、弊社は、その全く利用できない機能を担任した適合といます。)に月額基本料金の30分の1を乗して算出した額を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。)に月額基本料金の30分の1を乗して算出した額を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。

第48条(免責事項)
1. 弊社は、会員が本サービスまたはオブションサービスを利用したことまたは利用できなかったこともしくは本契約に関連して損害を被った場合(第13条(弊社による解約)、第17条(提供の中止)、第19条(利用停止)、第21条(重要通信の確保)、第22条(通信の制限)、および第20条(禁止事項)による場合を含みます。)において、第47条(責任の制限)、による場合を含みます。)において、第47条(責任の制限)、による場合を除さ、一切責任を負わないものとします。
2. 弊社は弊社設備に蓄積または保管された情報またはデータ等を保護する義務を負わないものとし、その消失、削除、変更または改ざん等があった場合においても前項と同様とします。
3. 弊社は、会員が本サービスまたはオブションサービスを利用することにより得た情報等について、その完全性、正確性、有用性その他何らの保証もしないものとします。
4. 弊社は、会員の行為については、一切責任を負わないものとし、会員は、第三者との間で紛争が生じた場合には自己の責任と費用により解決するとともに、弊社を免責し、弊社に損害を与えた場合には、当該損害を賠償する義務を負うものとします。
5. 天災、事変、その他不可抗力、第三者の設備および回線等の障害等、弊社の責めに帰しえない事由により会員が被った損害において、弊社は一切の責任を負わないものとします。
第49条(個人情報の取扱い)

第50条(端末設備)
1. 会員は、通信設備およびソフトウェア等、本サービスおよびオプションサービスを利用するために必要な設備および機器(以下、「端末設備」といいます)を自己の責任と費用で用意し、本サービスおよびオプションサービスを利用できるように管理するものとします。
2. 弊社は、本サービスおよびオプションサービスの利用のために必要なまたは適している端末設備を指定できるものとます。会員がこれに従わない場合、本サービスおよびオプションサービスを利用できない場合があります。
第51条(サービスの変更等)
1. 弊社は、事前に適知その他の手続きをすることなく、本サービスもしくはオプションサービスまたはその両方の内容の変更等をできるものとします。ただし、会員にとって不利な変更等の場合、弊社は事前に通知するものとします。

2.弊社は事前に通知することで、会員の承諾を得ることなく、本サービスもしくはオプションサービスまたはその 両方のサービスのうち、全部または一部を休廃止できるものとします。

第52条(準拠法) 本規約は日本法に準拠し、日本法により解釈されるものとします。

第 53 条 (合意管轄)

本規約に関する訴訟については、大阪簡易裁判所または大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。 2022年7月1日制定

■サービスについて

回線速度

ト型のサービスとなりますので、速度は理論上の最大接続速度でありインターネットご利

本フランはベストエフォート型のサービ人となりますので、速度は埋縮上の最大接続速度でありインターネットで利用時の通信速度を保証するものではありません。
・通信の制御について
通信が著しくふくそうするときは、通信時間または特定の地域の通信の利用を制御することがあります。
ワイヤレスデータ通信サービスを円滑に提供するため、動画再生やファイル交換(P2P)アプリケーションなど、帯域
を継続的かつ大量に占有する通信手段を用いて行われるデータ通信について速度や通信量を制御することがあります。
通信について、その通信時間が一定時間を超えるとき、またはその通信容量が一定容量を超えるときは、その通信を制御することがあります。

他のお客様のご利用に影響を与えるような大容量のダウンロードは公平なサービス提供のため、一時的に制御させて

1回のお合称のと利用に影響を与えるような人谷里のメッシュ では女子なり こ人徒民の人は いただく場合があります。 ・通信の最適化について データ通信を円滑にするため、以下のファイルを対象に通信の最適化を行う場合があります。

アーテ連国を行用によるため、以下のファイルを対象に通信の最適にを行う場合があります。 画像ファイル:jpg, gif, png ・IP アドレスについて 本ブランで割り当てられる IP アドレスは、プライベート IP アドレスになります。グローバル IP アドレスの利用を前 提にした連信は、ご利用いただけない場合があります。 ・お支払いについて

・あヌ払いに、ハい、 お支払方法は以下のとおりとなります。 お支払方はいはお客様ご指定の(使用可能なブランドに限る※海外発行カード・デビットカード・Vブリカ等は取り扱い 不可) クレジットカードでのお支払いとなり、クレジットカード会社指定日に振り替えされます。 ※クレジットカードは、会員ご本人名義に限ります。12歳以上18歳未満の場合は、親権者名義であればこの限り

また、修理の際には端末内のデータは消去いたします。

また、できての原には3mmネドのアーッは万式いたします。 ・故障について 端末の故障の場合は、サポート窓口までお問い合わせください。 故障の可能性がある場合は端末を弊社までお送りいただきますが、その際の送料はお客様のご負担となります。

欧陽のり間に江かのる場合は過去を発行して、起こりがたださますが、その際の込行はむ各様のと負担となります。 また、別途管理者をご負担いただく場合があります。 なお、端末の修理・交換対応には通常 1~2 週間程度かかりますが、代替機のご用意はございません。修理・交換対応中、ご利用いただけない場合であっても原則として、ご利用料金が通常通りかかります。 紛失について

・粉失についく 端末を紛失した場合は、サポート窓口までお問い合わせください。 利用停止の手続きをいたします。 なお、利用停止中であってもご利用料金が通常通りかかります。 ・アプリケーションのご利用について インターネット上からインストールされたアプリケーションによっては、動作が不安定になる可能性があります。お 客様ご自身でインストールされるアプリケーションおよびそれに起因するすべての不具合については、保証の対象外 となります。 ・取り扱いについて

・取り扱いについく 端末ので利用にあたっては、以下の点にご注意ください。高温になる場所でのご使用・放置は機器の変形、故障や電 池バックの漏液・発熱・発火・破裂の原因となります。また、ケースの一部が熱くなりやけどの原因となることがあ ります。水中に沈めたり、大量の水をかける等端末を濁らすと、発熱・感電・火災・けが・故障などの原因となります。 充電端子を金属製のストラップやヘアピンなどに接触させると、発熱・発火の原因となることがあります。 加熱すると、電池バックの漏液・発熱・破裂・発火、端末や充電器の発熱・発煙の乗りとなることなります。

分解・改造などをすると、火災・けが・感電などの事故または故障の原因となります。 freebit mobile で提供または指定したもの以外をご利用になると、電池パックの漏液・発熱・破裂・発火や充電器の発 熱・発火・故障などの原因になります。電池パックは、異臭・発熱・変色・変形などに気付いたら、やけどやけがに 注意して電池パックを取り外し、火気から遠ざけてください。異常があるままご利用になられると、漏液・発熱・破裂・ 発火などの原因になります。

■解約について ・解約手続きについて

・解約チ板では、いいて 本サービスのご解約手続きをされる場合は、サポートまでご連絡ください。 ご解約時には、SIM カードのご返却が必要となります。ご返却がない場合には、3,300円(税込)の紛失手数料が発生 します。毎月20日までにお手続きいただけますと、当月のご解約となります。ご解約月の料金について、日割計算は

【C mobile Xi® III利用規約】

第1章 総則 第1条(規約の適用)

第1条 (規約の適用)
1. 弊社は、「基本プラン利用規約」(以下、「本規約」といいます)を定め、本規約により基本プラン(以下、「本サービス」といいます)を提供します。
2. 第4条 (通知)に基づく通知、弊社がその他の方法で行う案内、特約および注意事項等は、本規約の一部を構成するものとし、会員はこれに従うものとします。
3. 弊社が別に定める特約について、用語の定義および特約に記載のない事項は本規約に則るものとします。
4. 本規約は、弊社が基本プランのオプションとして提供するサービス(以下、「オプションサービス」といいます)にも適用されます。ただし、各オプションサービス規約において別段の定めがある場合を除きます。
第2条 (規約の変更)
弊社は、会員の承諾を得ることなく本規約を変更できるものとします。この場合、提供条件等は変更後の規約によります。

ります

第3条(用語の定義)

第3 米 (1750mの)と報 / 本規約で使用する用語の定義は、それぞれ次のとおりとします。 (1)「会員」 弊社と本サービスの利用に関する契約を締結している者をいいます。

(2)「本契約」

弊社と会員の間で締結される、本サービスの提供を内容とする契約をいいます。

(3)「オプション契約」 弊社と会員の間で締結される、基本プランのオプションサービスの提供を内容とする契約をいいます。

弊社と会員の間(締結される、奉奉ノフノの4 ノフョンッ こハマルにのでいってこう 3.2 によりには、4 によりには、4 なけーピスを利用するために必要な通信機器をいいます。
(5) 「SIM カード」
会員識別番号その他の情報を記憶することができる IC カードであって、本サービスの提供にあたり、弊社から会 員へ貸与されるものをいいます。 (6)「個人情報」

個人情報の保護に関する第2条第1項に定める「個人情報」をいいます。

1個人情報の味趣に関するまと来第1項にためる「個人情報」をいいます。
((7) 接続事業者)
株式会社 NTT ドコモをいいます。
(8) 「提供ソフトウェア」
本サービスまたはオブションサービスの利用にあたり、弊社が会員に対してその利用を許諾するソフトウェア(ア
ブリを含みますが、これに限りません。) の総称をいいます。
第4条(通知)
・ 「戦壮から会員への適知の方法は・ 「戦壮のホールページとまたは響スメールによるものと」ます

第4条(1世紀)
1. 弊社から会員への通知の方法は、弊社のホームページ上または電子メールによるものとします。
2. 前項の規定に基づき、弊社から会員への通知を弊社のホームページへの掲載または電子メールの送信方法により行う場合には、当該通知は、その内容がホームページに掲載された日または会員宛に送信された日に行われたもの

3.会員が住所変更の届け出を怠る、または弊社からの通知を受領しないなど会員の責めに帰すべき事由により通知 または送付された書類等が延着しまたは到達しなかった場合には、通常到達すべき時に到達したものとします。

第2章 契約 第5条 (契約の単位) 1. 本サービスは、1つの通信可能な端末機器毎に一の本契約が成立するものとします。 2.会員は、本サービスについて、同一名義で最大2台までの契約を申し込むことができるものとします。

第6条(申込みの方法)

30 米(イングッグ公) 1. 本サービスの申込みにあたっては、本規約に同意の上、弊社所定の手続きに従って行うものとします。 2. オブションサービスの申込みにあたっては、本規約および当該オブションサービス規約に同意の上、弊社所定の手続きに従って行うものとします。 第7条(申込みの承諾)

 弊社は、本サービスの申込みがあったときは、原則として受付けた順序に従ってその契約の申込みを承諾します。
 申込みの承諾は、弊社から本サービスの申込みをした者に対する申込み受付完了メールの発信または弊社が定める 方法により行います。 2. 本サービスの申込みをする者は、前項の定めに関わらず、次の場合には弊社がその申込みを承諾しないことがあ

2.本リーにスの中込みでする自は、前場の定めに関わらす、次の場合には非社がでの中込みで革命にないことがあることをあらかじめ了承するものとします。 (1) 本サービスの提供をすることが弊社の業務の遂行上または技術上著しく困難なとき。 (2) 本サービスの申込みをした者が、当該申込みサービス以外の弊社が提供する他のサービス(以下、「他サービス」 (2) 本サービスの申込みをした者が、本サービスもしくは他サービスにおいて利用停止または解約をされたことが (3) 本サービスの申込みをした者が、本サービスもしくは他サービスにおいて利用停止または解約をされたことが

あるとき

あるとき。
(4) 本規約に違反している、もしくは違反するおそれがあるとき、または過去に違反したことがあるとき。
(5) 本サービスの申込みをした者が、申込みにあたり虚偽の届出をしたとき。
(6) 本サービスの申込みをした者が、制限能力者であって、申込みにあたり法定代理人等の同意を得ていないとき。
(7) その他、上記に準ずる場合で、弊社が申込みを承諾することが不適当と判断したとき。
3. オプションサービスの申込みについて、前条第2項を準用します。
第8条(契約の成立)
ナナービスの申込みにつけ、アーダスタ(申)3~0元等と、7万分よの形式を表表した。

ービスの申込みに対して、第7条(申込みの承諾)で定める弊社の承諾があった時点で本契約が成立するもの とします

とします。 第9条(権利義務譲渡の禁止) 会員は、本契約およびオブション契約のいずれにおいても、その契約上の地位および本契約から生じる権利義務を 第三者に譲渡または担保に供することはできません。 第一3年(中級成本)には日本に対するとしてとる。その。 第10条(届出事項の変更等) 1. 会員は、弊社への届出事項(氏名、住所、請求書の送付先、クレジットカードの情報、電話番号およびメールアドレス等)に変更があったときは、速やかに弊社所定の手続きに従い届け出るものとします。 第11条(会員の)地位の承継)

法人の合併等により会員の権利義務の承継が発生した場合、会員の地位も承継されるものとし、合併後存続する 法人または合併により設立された法人は、これを証明する書類を添えて、速やかに弊社所定の手続きに従い届け出

ぶんまたは日前により放立されたぶんは、これを証明する音報を添えて、速やがに穿む方にか子続きたほど油が占 るものとします。 2.会員が死亡した場合、本契約およびオブション契約は終了または承継されるものとし、相続人はそれを選択する ことができるものとします。ただし、弊社は当該会員の相続人等からの契約終了の通知を受領しない限り、料金等 の請求をできるものとします。なお、相続人等が行う契約終了の通知方法は、第12条(会員による解約)に準ずる ものとします。

ものとします。
3. 前項の場合に、相続人が会員の地位の承継を希望するときには、正当な相続人であることを証明する書類を添えて、速やかに弊社所定の手続きに従い届け出るものとします。
4. 前項の場合に、相続人が2人以上あるときは、そのうちの1人を弊社に対する代表者と定め、これを届け出るものとします。また、これを変更したときも同様とします。
5. 弊社は、前項に定める代表者の届出があるまでの間、その相続人のうちの1人を代表者として取扱うことができるものとします。
第12条(会員による解約)

1. 会員は、本契約またはオプション契約の解約をしようとするときは、あらかじめ弊社所定の方法により通知する

1. 会員は、 本契約またはオプション契約の解約をしようとするときは、あらかじめ弊社所定の方法により週知するものとします。
2. 弊社は、当月の20日(土日祝日および弊社指定休日の場合は前営業日とします。)までに前項の通知を確認できた場合、当月末日をもって解約手続きを行うものとし、20日以降に前項の通知を確認できた場合には、当該通知のあった月の翌月の末日に解約手続きを行うものとします。
3. 会員は、前各項の規定に基づき、弊社が解約手続きをした時点において発生している料金等について、本規約に基づいて支払うものとします。

第 13 条 (弊社による解約)

第13条(弊社による解約)
1. 弊社は、会員が第19条第1項(利用停止)のいずれかに該当する場合は、会員に対し通知その他の手続きをすることなく、本契約もしくはオプション契約またはその両方を解約できるものとします。
2. 弊社は、会員が第19条1項(利用停止)のいずれかに該当する場合において、その行為が弊社の業務の遂行に若して会臣を反ぼすと認められるときは、利用停止をせずに直ちに本契約もしくはオプション契約またはその両方を解約することができるものとします。
3. 弊社は、会員について、破産、民事再生または会社更生法の適用申立その他これに類する事由が生じたことを知った時は、本契約およびオプション契約を解約することができるものとします。
4. 弊社は、会員の財政状態が明らがに悪化しており、本サービスの料金の支払いやその他の債務の履行が困難と判断した場合、本契約もしくはオプション契約を解めすることができるものとします。
5. 会員は、前各項の規定により解約となった場合、料金等弊社に対する全ての債務について、当然に期限の利益を要失し、ただちにこれを支払わなければならないものとします。
第14条(最近利用期間)

接失し、たたらにこれを支払わなければならないものとします。 第 14条(最低利用期間) 1. 本サービスの最低利用期間は、利用開始月の翌月を起算月とする3年契約となります。 2. 会員は、第12条(会員による解約)または第13条(弊社による解約)の規定により、3年契約期間中に解約が

第3章 サービス 第15条(サービス内容) 1.本サービスは、携帯電話事業者が提供する回線を利用したワイヤレスデータ通信との相互接続によりインターネットに接続する電気通信サービスです。本サービスの通信速度は、ベストエフォートであり、理論上の最大速度を実効速度として保証するものではあります。 2. 弊社は、会員間の利用の公平を確保し、本サービスを用滑に提供するために、通信の最適化をする場合があります。 2. 弊社は、会員間の利用の公平を確保し、本サービスを円滑に提供するために、通信の最適化をする場合があります。 3. 弊社は、本サービスについて、オブションサービスを提供することがあります。オブションサービスの内容、料金、その他の事項については別途定めるものとします。 4. 会員は本サービス提供後、ブラン変更できないものとします。 5. 本契約について解約または会員の地位の承継がなされた場合、会員が利用するオブションサービス利用契約もこれに伴って解約されまたは会員の地位の承継がなされた場合、会員が利用するオブションサービス利用契約もこれに伴って解約されまたは会員の地位の承継がなるものとします。 6. 弊社は、会員の本サービス利用にあたり、電話番号を受更することができるものとします。 7. 弊社は、会員に対して提供ソフトウェアの利用を許諾することができるものとします。 7. 弊社は、会員に対して提供ソフトウェアの利用を許諾することができます。弊社が、会員に対して提供ソフトウェアに関する知的財産権を移転させることはありません。 8. 弊社は、提供ソフトウェアが、その提供の目的を達成できるように機能するよう努めますが、明示的にも黙示的にも、その正確性、商品性、目的適合性(高危険度業務に対する適合性を含みますが、これに限りません)を保証しません。 第16条(サービス提供エリア) 本サービスの提供エリアは、接続事業者が定める提供エリアとします。

第 19 条(利用停止)

乗り業、利用停止)

1. 弊社は、会員が次のいずれかに該当するときは、会員に対し通知その他の手続きをすることなく、本サービスもしくはオプションサービスまたはその両方の利用を停止することができるものとします。
(1) 本サービスの料金その他の債務について、支払期日を経過してもなお支払れないとき(弊社が定める方法による支払いのないとき、および、支払期日経過後に支払われ弊社がその支払いの事実を確認できないときを含みます)。
(2) 虚偽の届出をしたことが弊社に判明したとき。
(3) 第10条(届出事項の変更等)の規定による届出を怠ったことにより、会員が弊社に届け出た住所もしくは居所にいないことが明らかな場合であって、弊社がその事実を確認したとき。
(4) 第 20条(禁止事項)の規定その他本規約の規定、またはオプションサービス利用規約に違反したとき。
(5) 差押、仮差押、仮処分、租税滞納処分、その他公権力の処分を受けたとき。
(6) 破産、民事再生、会社更生、または特別清算開始の申立てがあったとき。
(7) クレジットカードの利用が差し止められるまたは集金代行会社から遅延情報が届く等、財産状態が悪化した、またはそのおそれがあると認められる相当の理由があるとき。

2. 弊社は、弊社と複数の契約を締結している会員(住所、氏名、電話番号および支払方法等の内容に照らして、同一の会員と弊社が判断した場合を含みます)が、そのいずれかの契約において、前項第1号から第7号に該当したときは、そのすべての契約について、前項の措置を行うことができるものとします。
3. 会員は、本サービスの利用料金は発生します。
4. 弊社は、インターネットセーフティ協会が提供する児童ポルノアドレスリストにより特定される Web サイトまたはコンテンツに対する会員からの閲覧要求を検知し、当該閲覧を遮断することがあります。
第 20条(禁止事項)
1. 会員は、オサービスのもなに対しての影響であるときは、サービスの表を行れるの場とます。
第 20条(禁止事項)

たはコンテンツに対する会員からの閲覧要求を検知し、当該閲覧を遮断することがあります。 第20条(禁止事項) 1、会員は、本サービスまたはオプションサービスの利用にあたり、次の行為(そのおそれのある行為を含みます。)を行わないものとします。 (1)他人の知的財産権その他の権利を侵害する行為。 (2)他人の財産、プライバシー又は肖像権を侵害する行為。 (3)他人を誹謗中傷し、又はその名誉もしくは信用を毀損する行為 (4)詐欺、業務妨害等の犯罪行為又はこれを誘発もしくは原動する行為 (5)わいせつ、児童ボルノ・児童虐待にあたる画像もしくは文書等を送信し、又は掲載する行為 (6)薬物犯罪、規制薬物等の濫用に結びつく、もしくは結びつくおそれの高い行為、又は未承認医薬品等の広告を 行う行為

行う行為

行う行為
(7) 貸金業を営む登録を受けないで、金銭の貸付の広告を行う行為
(8) 無限連鎖講(ネズミ講)を開設し、又はこれを勧誘する行為
(9) 他人のウェブサイト等、本サービスにより利用しうる情報を改ざんし、又は消去する行為
(10) 自己の ID 情報を他人と共有し又は他者が共有しうる状態に置く行為
(11) 他人になりすまして本サービスを使用する行為(他の利用者の ID 情報を不正に使用する行為、偽装するためにメールヘッダ部分に細工を施す行為を含みます。)
(12) コンピュータウィルスその他の有害なコンピュータプログラムを送信し、又は他人が受信可能な状態のまま放置するなど

4章 通信 第21条(重要通信の確保) 第21条(重要通信の確保) 弊社は、天災、事変その他非常事態が発生しまたは発生するおそれがあるときは、電気通信事業法第8条並びに関係法令に基づき、災害の予防・教援・交通、通信もしくは電力の供給の確保、または秩序の維持に必要な通信その他公共の利益のため緊急を要する通信を優先的に取り扱うため、本サービスもしくはオプションサービスまたはその両方の利用を、制限または中止することができるものとします。 第22条(通信の制限) 1、本サービスおよびオブションサービスは、接続されている端末機器が通信区域内に在圏する場合に限り利用することができます。ただし、通信区域内であっても、屋上、建物の中、地下駐車場、ビルの陰、トンネル、山間部等電波の伝わりにくい場所や電波を発生する機器の近くでは、通信を行うことができない場合があります。 2.弊社は、通信が著しくふくそうするとあくそうを制度的間または特定の地域の適信利利用を削することがあります。 3.弊社は、会員間の利用の公平を確保し、本サービスを円滑に提供するため、動画再生やファイル交換 (P2P) アブリケーション等、帯域を継続的かつ大量に占有する通信手段を用いて行われるデータ通信について、速度や通信量を制限することがあります。 4.弊社は、1つの通信について、その通信時間が一定時間を超えるとき、またはその通信容量が一定容量を超えるときは、その通信を切断することがあります。

5.弊社は、平均的な利用を著しく上回る大量の通信を継続して行い、弊社または第三者のネットワークに過大な負荷を与えている会員の通信を制御または帯域を制限する場合があります。

6. 弊社は、弊社所定の通信手段を用いて行われた通信について当該通信に割り当てる帯域を制御することがありま

っ。 7. 弊社は、本条 2 項乃至 6 項に定める通信時間等の制限のため、通信にかかる情報の収集、分析および蓄積を行う ことがあります。

第5章 料金第23条(料金)
1. 弊社が提供する本サービスの料金は、月額料(通信料、機器割賦代金)、契約解除料、手続に関する料金、別途弊社が提供する本サービスの料金は、月額料(通信料、機器割賦代金)、契約解除料、手続に関する料金、別途乗社が定める料金表(ONLYSERVICE 入会申込み(確認)書およびマイページ※1)に定めるところによるものとし、会員はこれらの料金について支払う義務を負うものとします。※1.ONLYSERVICE のマイページでは、各種サービスのご利用に必要な情報をインターネットで確認することができる。お客さま専用のページです。URL: http://onlyservice.jp
2. 本サービスでは月途中に利用開始・解約の場合でも、月額適信料、機器割賦代金の減額、日割計算は致しません。3. 弊社が貸与した本 SIM カードを粉生、破損した場合及びその他の理由により本 SIM カードを粉生、返した場合のSIM カード複音とは、別途弊社が定める料金表に定めるところによるものとし、会員は SIM カード損害金について支払う義務を負うものとします。
第24条(月額料等の支払義務)

について支払う義務を負うものとします。 第 24条 (月額料等の支払義務) 1. 本サービスの会員は、その契約に基づいて弊社が会員回線の提供を開始した日から契約の解除があった日が属する月の末日までの期間について、料金表 (月額料(通信料、機器割賦代金))に規定する料金の支払いを要します。 2. 前項の期間において、利用の一時中断または利用停止により本サービスを利用することができない状態が生じたときの月額料(以下「月額料等」といいます)の支払いは次のとおりとします。 (1) 利用の一時中断または利用停止があったときでも、会員は、その期間中の月額料等の支払いを要します。 (2) 会員は、次の場合を除き、本サービスを利用できなかった期間中の月額料等の支払いを要します。

支払いを要しない料金

続したとき

委団 会員の責めによらない理由により、本サービスを全く利用 そのことを弊社が認知した時刻以後の利用できなかってきない状態(その契約に係る電気通信設備による全ての通信に着しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の て、24時間でとに日数を計算し、その日数に対応する状態となる合を含みます)が生じた場合に、そのことを弊本サービスについての料金社が認知した時刻から起算して、24時間以上その状態が連

3.弊社は、支払いを要しないこととされている料金が既に支払われているときは、その料金を返還します。 第25条(債権の譲渡)弊社は、購入者に対する売買契約に基づく債権を第三者に譲渡することや担保に供することがあります。この場合において、購入者は、当該債権の譲渡及び弊社が購入者の個人情報を譲渡先または担保権者に提供することにあらかじめ同意するものとします。 第26条(契約解除料)

第26条(契約解除料)
1. 弊社は、本サービスについて、第14条(最低利用期間)の規定により、契約期間を設定することができるものとします。契約期間は、本サービスの利用開始月から弊社が定める期間とします。
2. 会員が、第14条(最低利用期間)内に解約する場合、契約解除料として、弊社が定める解約金が発生するものとし、別途、契約確認書に規定する弊社が定める契約解除料を支払うものとします。
3. 第17条(提供の中止)に基づく本サービスの提供の中止があっても、本サービスの契約期間に変更はありません(本サービスの提供の中止の間、契約期間の進行が停止するものではありません)。
第27条(手続に関する料金の支払義務)
会員は、本サービスに係る契約の申込みまたは手続を要する請求をし、その承諾を受けたときは、別紙料金表に規定する手続に関する料金の支払いを要します。ただし、その手続の着手前にその契約の解除または請求の取消があったときは、この限りではありません。この場合、既にその料金が支払われているときは、弊社は、その料金を返還します。

します。 **第 28 条** (料金の計算等)

第 28条(料金の計算等) 料金の計算方法並びに料金の支払方法は、別途弊社が定めるところによります。 第 29条(割増金) 会員は、料金の支払いを不法に免れた場合は、その免れた額のほか、その免れた額(消費税相当額を加算しない額 とします)の2倍に相当する額に消費税相当額を加算した額(料金表の規定により消費税相当額を加えないごとと されている料金にあっては、その免れた額の2倍に相当する額)を割増金として支払っていただきます。 第 30条(定滞利息) 会員は、料金その他の債務(延滞利息を除きます)について支払期目を経過して毛なお支払いがない場合には、支 対 期日の深到日からま封いの日の前日までの日報について、生 14、5%の制金でおり間、7億4を頼を延滞利息としてま

払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について、年 14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として支 がいただきます。 ただし、支払期日の翌日から起算して 15 日以内に支払いがあった場合には、この限りではありません。

第6章 端末機器 第31条(端末機器) 1、本サービスの利用には、端末機器が必要となります。会員は本サービスの利用にあたり、弊社が指定する端末機 器を購入または、契約者が自ら使用出来る端末機器が必要となります。

語を帰りなれば、実際目が自己以下は不多・細不り取出が必要となっています。 2、会員が端末機器を購入する場合には、第32条(端末機器の提供地域)、第37条(売買契約の解除)、第38条(故障等)が適用されます。 第32条(端末機器の提供地域)

第32条(端末機器の提供地域) 弊社は、日本国内においてのみ端末機器を提供するものであり、日本国外では提供しないものとします。 第33条(端末機器の売買契約) 1.移動機の購入申込みにあたっては、本規約および対応機器販売利用規約に同意の上、弊社所定の手続きに従って 行うものとします。 2.会員と弊社との間の移動機に関する売買契約(以下、「売買契約」といいます)は、前項に定める購入申込みを 弊社が受け付け、これを承諾した時点で成立するものとします。この承諾は、弊社所定の方法で通知することにより 行われます。 3.移動機の所有権は、会員が弊社へ商品代金の全額の支払いを完了した時点で、会員へ移転するものとします。な お、会員は、移動機の所有権移転前においては、移動機を担保に供し、賃貸、譲渡、又は転売することができない ものとします。 第34条(端末機器の引き渡し) 1.弊社は、店舗でまたは配送業者を利用して、端末機器を引き渡すものとします。

第34条(端木機器の引き渡し) 1.弊社は、店舗でまたは配送業者を利用して、端末機器を引き渡すものとします。
2.店舗での引き渡しまたは配送の完了をもって、弊社の売主としての引き渡し債務は履行されたものとし、端末機器に対する危険の負担は会員に移転します。
3.会員は端末機器の受領後、本サービスを利用できるように端末機器を管理するものとします。弊社は、会員が改変等端末機器に変更を加えたことにより本サービスを正常に利用できなかったとしても、一切の責任を負いません。

変等・啄木機器に変更を加えたことにより本サービスを止席に利用できなかったとしくも、一切の責任を負いません。 第35条(結末機器の配送) 1. 弊社は、配送業者を利用して端末機器を引き渡す場合、弊社所定の配送業者による宅配便を利用するものとします。なお、端末機器を購入した場合、配送にあたり会員の端末機器代金の支払方法が確定している必要があります。 2. 配送は日本国内に限ります。 3. 弊社は、端末機器の売買契約の締結後、概ね10日以内に、会員が弊社に届出た住所へ端末機器の配送を行います。 4. 端末機器の配送に、売買契約の締結後、概ね10日以上要する場合は、弊社は弊社所定の方法により会員に通知 オスモのとします。

するものとします。

するものとします。 第36条(端末機器の返品等) 1.弊社は、端末機器の返品を承りません。 2.端末機器の交換は、弊社の責めに帰すべき事由による破損、汚損またはその他弊社が別途認める場合に限り行う ことができます。なお、この場合、会員は結末機器を受領した日より起算して14日以内に、当該端末機器を交換 する旨を弊社所定の方法により弊社に通知しなければならないものとします。 3.前項に基づく、端末機器の交換は、弊社が別途定める方法によって行うものとします。 4.本条第2項に基づく端末機器の交換に要する送料は、弊社が負担するものとします。 5.本条第2項の期間経過後の端末機器の保証については、端末機器に付される保証書やその他の書面等に記載され る条件に従うものとします。 第37条(売買契約の解除) 等社は、次の各号の場合、会員に対し通知することにより、売買契約を解除できるものとします。

第37条(売買契約の解除)

弊社は、次の各号の場合、会員に対し通知することにより、売買契約を解除できるものとします。
(1) 会員が本規約に違反した場合
(2) 端末機器代金について、会員が、弊社が定める支払期日を過ぎてもなお支払いを行わない場合
(3) 弊社が、会員が弊社に届出た住所に端末機器を配送したにも関わらず、会員の不在等により端末機器の引き渡しができず、かつ、かかる配送の時から7日経過してもなお当該会員から何ら連絡がない場合
第38条(故障等)
1. 会員は、端末機器が故障・破損等により、通信に利用することができなくなったときは、弊社に対して、端末機器の修理を請求することができます。なお、費用については、弊社が別に定めるものとし、修理を請求した会員は これを支払うものとします。ただし、当該端末機器の故障・破損等が、弊社の責めに帰すべき事由による場合は、弊社は無償により交換を行います。
(1) 不当な修理、分解または改造(ソフトウェアを含む)が行われた場合
(2) 取扱説明書に違反する方法で使用した場合
(3) 会員の不充分な梱包により、輸送中に破損したと考えられる場合
(4) 損傷が激しく、修理しても機能の維持が困難であると弊社が判断した場合

(4) 損傷が激しく、修理しても機能の維持が困難であると弊社が判断した場合

第7章 SIMカード 第39条(SIMカード) 1. 弊社は、会員に対して、本サービスの利用に必要な SIMカードを貸し出します。 2. SIMカードの仕様、性能等は予告なしに変更する場合があります。 3. オプションサービスの利用等会員の都合により、 SIMカードを変更する必要が生じた場合は、会員は変更手数料 3,300円(税込)を支払うものとします。 第40条(基本)の発生人

第40条 (情報の登録) 弊社は、次の場合に、SIM カードに本サービスおよびオプションサービスの提供に必要な情報の登録を行います。 (1) SIM カードを貸与する場合

(2) 会員から SIM カードへの電話番号その他の情報の登録請求があり、弊社がそれを必要と判断した場合 (3) その他弊社が本サービスおよびオプションサービスの提供に必要と判断した場合

第41条 (情報の消去) といるはらのファンド といるほどはなどというになって 第41条 (情報の消去) 野社は、本契約が終了したとき、第39条 (SIM カード) の規定により SIM カードの変更を行ったとき、本サービス の提供が終了したときまたは弊社が特に必要と判断したときに、SIM カードに登録された情報を消去します。 第42条 (SIM カードの管理責任)

第42条 (SIM カードの管理責任)
1. 会員は、弊社より貸与を受けた SIM カードを善良なる管理者の注意をもって管理するものとします。
2. 会員は、SIM カードの盗難にあった場合、紛失した場合または毀損した場合は、弊社に対して直ちにその旨を連絡するとともに、必要な手続き(警察に対する盗難届の提出等)を行うものとします。
3. 弊社は、第三者が SIM カードを利用した場合であっても、その SIM カードの貸与を受けている会員が利用したものとしてみなして取り扱います。
4. 弊社は、SIM カードの盗難、紛失または毀損に起因して会員に損害が生じても、責任を負わないものとします。
第43条 (切替)

第43条(切替)
1.会員は、弊社が別途定める手続きに従い、本SIMカードの切替(種別の異なるSIMカードへの切替とします。以下同じとします)の申込みを行うことができるものとします。
2.本SIMカードの切替に際して、会員が切替後の本SIMカードを受領しない場合、弊社は、会員が受領しなかったことを確認した時点をもって、本SIMカードの切替申込みを取り消すことができるものとします。
3.会員は、切替後の本SIMカードの受領日後、弊社が定める期日までに切替前の本SIMカードを別途弊社が指定する住所宛に自らの費用負担により返却するものとし、当該期日までに返却がなかった場合及び破損した場合、切替のための費用のほか、別紙料金表(その他の費用)に規定する損害金を弊社に支払うものとします。
第44条(SIMカードが故障・破損等により、通信に利用することができなくなったときは、弊社に対して、SIMカードの修理を誘誘することができるものとします。なお、費用については、弊社が別に定めるものとし、会員はこれを支払うものとします。ただし、当該 SIMカードの故障・破損等が、弊社の責めに帰すべき事由による場合は、弊社は無償により交換を行います。
第45条(SIMカードの故障・破損等が、弊社の責めに帰すべき事由による場合は、弊

任は末頃により交換を行いなり。 第 45 条 (SIM カードの返却) 1. 会員は、本契約が終了したときまたは第 39 条 (SIM カード) の規定により SIM カードの変更を行ったときは、弊 社の選択により、弊社が指定する方法で弊社所定の期日までに SIM カードを返却または廃棄するものとします。 2. 前項において、弊社が SIM カードの返却を選択し、弊社が定める期日までに SIM カードの返却がない場合、会 員は弊社に対して、SIM カード費用 3,300 円 (税込) を支払うものとします。

第8章 雑則 第46条(ID およびパスワードの管理) 1. 本サービスの利用にあたり、弊社または接続事業者より会員に対して ID およびパスワードを発行することがあります。この場合、会員は当該 ID およびパスワードについて管理する義務を負うものとします。 2. 会具以外の第三者が会員の ID およびパスワードを使用して本サービスまたはオプションサービスを利用した場合、弊社は当該利用行為を会員本人による利用とみなし、会員は当該 ID およびパスワードを使用した行為につき一切の責任を負うものとします。また、この場合、会員の赦該過失の有無にかかわらず、料金等を当該会員に請求できるものとし、会員が被る損害等について一切責任を負わないものとします。

第47条(責任の制限)

第47条(責任の制限)
1. 弊社は、弊社の責めに帰すべき事由により、本サービスもしくはオブションサービスまたはその両方の提供をしなかったときは、当該サービスが全く利用できない状態(本契約に係る電気通信設備による全ての通信に著しい支障が生じ、全く利用できない状態と同程度の状態となる場合を含みます。以下本条において同じとします。)にあることを弊社が知った時刻から起算して、24 時間以上その状態が連続したときに限り、弊社は、その全く利用できない時間を 24 で除した商(小数点以下の端数を四捨五入するものとします。)に月額基本料金の30分の1を乗して算出した顔を発生した損害とみなし、その額に限って賠償します。
2. 弊社の放棄または重大返過失により本サービスもしくはオブションサービスまたはその両方の提供をしなかったときは、前項の規定は適用しません。
3. 弊社は、予見可能性の有無にかかわらず、間接損害、特別損害、偶発的損害、派生的損害、結果的損害および逸失利益については、一切責任を負わないものとします。
第48条(免責事項)
1. 弊社は、金員が本サービスまたはオブションサービスを利用したことまたは利用できなかったこともしくは本契

第48条(免責事項)
1. 弊社は、会員が本サービスまたはオプションサービスを利用したことまたは利用できなかったこともしくは本契約に関連して損害を被った場合(第13条(弊社による解約)、第17条(提供の中止)、第19条(利用停止)、第21条(重要通信の確保)、第22条(通信の制限)。および第20条(禁止事項)による場合を含みます。)において、第47条(責任の制限)による場合を除き、一切責任を負わないものとします。
2. 弊社は非社設備に蓄積または保管された情報またはデータ等を保護する義務を負わないものとし、その消失、削除、変更または改ざん等があった場合においても前項と同様とします。
3. 弊社は、会員が本サービスまたはオプションサービスを利用することにより得た情報等について、その完全性、正確性、有用性その他何らの保証もしないものとします。
4. 弊社は、会員の行為については、一切責任を負わないものとし、会員は、第三者との間で紛争が生じた場合には自己の責任と費用により解決するとともに、弊社を免責し、弊社に損害を与えた場合には、当該損害を賠償する義務を負うものとします。

目ごの責任と實用により解決するとともに、弊社を発責し、弊社に損害を与えた場合には、当該損害を賠償する義務を負うものとします。

5. 天災、事変、その他不可抗力、第三者の設備および回線等の障害等、弊社の責めに帰しえない事由により会員が被った損害において、弊社は一切の責任を負わないものとします。
第49条(個人情報の取扱い)
弊社は、本サービスまたはオプションサービスの提供において知り得た個人情報は、弊社が別途定める「個人情報の取扱い」
即以、善良なる管理者の注意をもって取り扱うものとします。
第50条(端末設備)
1. 今日は、海岸の総件とびいフトウェッグ等、本サービスをとびますがいったサービスを利用するために必要を設備される場合と必要を認備。

第50条(端末設備)
1. 会員は、通信設備およびソフトウェア等、本サービスおよびオブションサービスを利用するために必要な設備および機器(以下、「端末設備」といいます)を自己の責任と費用で用意し、本サービスおよびオブションサービスを利用できるように管理するものとします。
2. 弊社は、本サービスおよびオブションサービスの利用のために必要なまたは適している端末設備を指定できるものとます。会員がこれに従わない場合、本サービスおよびオブションサービスを利用できない場合があります。
第51条(サービスの変更等)
1. 弊社は、事前に適知その他の手続きをすることなく、本サービスもしくはオブションサービスまたはその両方の内容の変更等をできるものとします。ただし、会員にとって不利な変更等の場合、弊社は事前に適知するものとします。

ょす。 2. 弊社は事前に通知することで、会員の承諾を得ることなく、本サービスもしくはオプションサービスまたはその 両方のサービスのうち、全部または一部を休廃止できるものとします。 第52条(準拠法)

第53条(合意管轄)

本規約は日本法に準拠し、日本法により解釈されるものとします。

本規約に関する訴訟については、大阪簡易裁判所または大阪地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

2022年7月1日制定

■サービスについて

提供エリアについて

が 本サービスの対応エリアは、LTE エリアに準じます。対応エリアの確認方法は、NTT ドコモのホームページからで 確認ください。 回線速度

利用時の通信速度を採証するものではありません。
・通信の制御について
通信が著しくふくそうするときは、通信時間または特定の地域の通信の利用を制御することがあります。
ワイヤレスデータ通信サービスを円滑に提供するため、動画再生やファイル交換(P2P)アブリケーションなど、帯
域を継続的かつ大量に占有する通信手段を用いて行われるデータ通信について速度や通信量を制御することがあります。
通信について、その通信時間が一定時間を超えるとき、またはその通信容量が一定容量を超えるときは、そ
の通信を制御することがあります。
他のお客様のご利用に影響を与えるような大容量のダウンロードは公平なサービス提供のため、一時的に制御させていただく場合があります。
・通信の風楽を化について、・

通信の最適化について

・通信の最適化について データ通信を円滑にするため、以下のファイルを対象に通信の最適化を行う場合があります。 画像ファイル: jpg, gif, png
 ・IPアドレスについて 本ブランで割り当てられる IPアドレスは、プライベート IPアドレスになります。 グローバル IPアドレスの利用を 前見にした通信は、 ご利用いただけない場合があります。
 ・お支払いについて お支払方法は以下のとおりとなります。

るシエガルはない、「いっという」となり。 お支払いはお客様ご指定の (使用可能なブランドに限る※海外発行カード・デビットカード・ ソブリカ等は取り扱い不可) クレジットカードでのお支払いとなり、クレジットカード会社指定日に振り替えされます。 ※クレジットカードは、会員ご本人名義に限ります。 12歳以上 18歳未満の場合は、親権者名義であればこの限り ※クレンットカートは、会員ご本人名義に限ります。12 歳以上 18 歳未満の場合は、粮権者名義ではありません。
・ユニバーサルサービス料・電話リレーサービス料について
毎月1電話番号あたり一定額のご負担をいただいております。
■ C mobile XI 端末)について
・データ管理について
端末内に保存されたお客さまのデータは、バックアップをするなどご自身で管理してください。
また、修理の際には端末内のデータは消去いたします。
・ 地際についる

・故障について

・故障について 端末の故障の場合は、サポート窓口までお問い合わせください。 故障の可能性がある場合は端末を弊社までお送りいただきますが、その際の送料はお客様のご負担となります。 また、別途修理費をご負担いただく場合があります。 なお、端末の修理・交換対応には通常 1 ~ 2 週間程度かかりますが、代替機のご用意はございません。修理・交換 対応中、ご利用いただけない場合であっても原則として、ご利用料金が通常通りかかります。 ・紛失について

端末を紛失した場合は、サポート窓口までお問い合わせください。 利用停止の手続きをいたします。 なお、利用停止中であってもご利用料金が通常通りかかります。 ・アブリケーションのご利用について インターネット上からインストールされたアプリケーションによっては、動作が不安定になる可能性があります。 お客様ご自身でインストールされるアプリケーションおよびそれに起因するすべての不具合については、保証の対

お客様で自身でインストールされるアプリケーションおよびそれに起因するすべての不具合については、保証の対 象外となります。 ・取り扱いについて 端末のご利用にあたっては、以下の点にご注意ください。 高温になる場所でのご使用・放置は機器の変形、故障や電池パックの漏液・発熱・発火・破裂の原因となります。また、 ケースの一部が熱くなりやけどの原因となることがあります。水中に沈めたり、大量の水をかける等端末を濡らす と、発熱・感電・火災・けが・故障などの原因となります。充電端子を金属製のストラップやヘアピンなどに接触 させると、発熱・発煙・発火の原因となることがあります。加熱すると、電池パックの漏液・発熱・破裂・発火、端末や な故障の原因となります。分解・改造などですると、火災・けが・感電などの事故また は故障の原因となります。freebit mobile で提供または指定したもの以外をご利用になると、電池パックの漏液・ 発熱・破裂・発火や充電器の発熱・発火・故障などの原因になります。

無無が、破る、光人や光電品の光光が、光人・以降などの水色になります。 ■解約について ・解約手続きについて 本サービスのご解約手続きをされる場合は、カスタマーサポートセンターまでご連絡ください。 ご解約時には、SIMカードのご返却が必要となります。ご返却がない場合には、3,300円(税込)の紛失手数料が発生します。毎月20日までにお手続きいただけますと、当月のご解約となります。ご解約月の料金について、日割計算は行いません。

【Wi-Fi 安心サービス】

株式会社ベネフィットジャパン (以下「弊社」といいます) は、以下に定める Wi-Fi 安心サービス規約 (以下「本規約」といいます) に従い、弊社が販売する移動機を購入するお客様 (以下会員といいます) 向けに移動機の故障等の際に、本規約に定める内容に基づき有償交換する「Wi-Fi 安心サービス」(以下「本サービス」といいます) を提供します。

本規約に定める規定は全て ONLYSERVICE 会員規約に準じるものとし、本規約に記載されていない内容で特段の

1. 本税制に定める税定は主くONLYSERVICE 会員規約に記載されている内容によるものとします。 規定がないものについてはONLYSERVICE 会員規約に記載されている内容によるものとします。 また、ONLYSERVICE 会員規約と本規約の内容が異なる場合は、本規約の内容が優先して適用されるものとします。 2. 弊社は、事前の予告なく本規約の内容を変更することがあります。 この場合には、料金その他の提供条件は変更後の内容によります。 3. 変更後の本規約は、第8条(通知の方法)に定める方法に従い、通知された時点より、効力を生じるものとします。 4. 本規約において使用する用語で特段の規定がないものについては、ONLYSERVICE 会員規約の用語の定義による せのとします。

ものとします。 第2条(提供単位)

第2条(ほけ年114) 1. 利用会員は、その本サービスに係る ONLYSERVICE の会員と同一の者に限ります。 第3条(適用対象) 1. 対象移動機は、弊社に登録されている利用会員の移動機の販売履歴に照らし、直近で購入された移動機とします。 2. 本サービスの適用やその他弊社が提供する各種サービス等により対象移動機が変更または交換された場合、そ

本サービスの適用やその他学社が提供する各種サービス等により対象移動機が変更または交換でれた場合、その変更または交換後の移動機を対象を動機とします。
 前二項に定める場合を除き、対象移動機を変更することはできません。また、前二項に該当する場合であっても、以下の場合は適用対象外とします。
 (1) 対象移動機について、別途弊社が認めた場合を除き、主たる利用者が利用会員本人でない場合第4条(適用範囲)

オイス (を) (1年6日) 本サービスの適用範囲となる対象移動機の故障等 (以下、「故障等」といいます) は以下に定めるとおりとします。 (1) 対象移動機の盗難

(1) 対象移動機の (2) 対象移動機の組 (3) 対象移動機の自然故障(取扱説明書等に記載された注意事項等に従って利用している状態で発生した故障) (4) 火災による焼失や水濡れ、その他未然に防ぐことが困難な偶発的な事故による対象移動機の全損または一部の

抽指

^{収収}昇 第 5 条(本サービスの利用手続) 利用者が本サービスの申請を行うときは、弊社が定める受付窓口への電話連絡により、弊社に通知するものとしま す。なお、利用会員が Wi-Fi 端末と SIM カード (以下「端末等」といいます) を弊社に郵送するものとします。そ

す。なお、利用会員が Wi-Fi 端末と SIM カード(以下「端末等」といいます)を弊社に郵送するものとします。その際の送料は利用者のご負担となります。 郵送された端末等を検品し、SIM カードが使用不能であると判断した場合には、利用会員に対して弊社から電話連絡します。Wi-Fi 端末が盗難された場合、公的機関へ届け出た信憑書類(盗難届、遺失届)の写しがない場合、弊社のリファピッシュ品の端末(汲品された未使用または短期使用端末、および故障端末などを弊社再生施設にてクリーニング・修理・稼働確認を行い、問題なく使用できると確認された商品)と SIM カードを郵送いたします。Wi-Fi 端末等を郵送した月の ONLYSERVICE 月額基本使用料に交換代金として 2,200 円(税込)を加算して請求いたします。SIM カードが使用不能の場合は、Wi-Fi 端末等を郵送した月の ONLYSERVICE 月額基本使用料に交換代金として 2,200 円(税込)を加算して請求いたします。第6条(契約申込み)

第6条(契約申込み)
1. 本サービスの申込みを行うときは、本規約の内容を承諾した上で、弊社所定の手続きにより本サービスを申し込むものとします。
2. 本サービスの申込みは、会員が、対象移動機の購入と同時に申し込むものとします。
第7条(申込みの承諾)
1. 弊社は、本サービスの申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。
1. 弊社は、本サービスの申込みがあったときは、受け付けた順序に従って承諾します。
2. 前項の規定にかかわらず、次の場合には、本サービスの申込みを承諾しないことがあります。
(1) 弊社の業務の遂行上著しい支障があるとき。
(1) 野社の業務の遂行上著しい支障があるとき。
(1) 野社の業務の遂行上著しい支障があるとき。
(1) 野社の業務の遂行上著しい支障があるとき。

(1) 笄柱の業務の途行上者しい文庫かめるとさ。 (2) 申込者が弊社への債務の弁済の履行を現に怠り、もしくは怠るおそれがあるとき。 (3) 利用会員が申込時に虚偽の内容にて申込みを行ったとき。 (4) 対象移動機の主たる利用者が利用会員本人ではないとき。 (5) その他、本サービスの提供が不適切と弊社が判断したとき。 3. 弊社は本サービスの中込成立後であっても、利用会員が前項各号の一に該当することが判明した場合には、本サービスの契約を解除することができます。 等 9.8 (対象の思す)

第8条(契約の成立)

♥ 0 条(それのが成立) 本規約の成立は、本規約第7条(申込みの承諾)に基づく申込みに対し、弊社所定の手続きを経たうえで弊社がその申込みを承諾し、ユーザー登録が完了したときに成立します。 但し、本サービスの申込みと同時または事前に申込まれる ONLYSERVICE 会員規約に基づく契約が成立しない場合、 本サービスの契約も成立しないものとします。

第9条(解約)

1. 利用会員が本サービスの解約を希望する場合は、弊社に申し出ることとし、手続きが完了した時点で本サービスの解約を承諾するものとします。

2. ONLYSERVICE 会員規約に基づく契約が解約された場合は、本サービスの契約も解除されるものとします。

3. サービスの提供を受ける回数が著しく多い場合は、本サービスの継続ができない場合があります。

4. 利用会員は、第5条に定める本サービスの利用手続に基づくサービスの受付から、弊社が第7条に定める申込みの承諾を行い、本サービスの適用に基づく利用料金の支払いを弊社が確認出来るまでの間、本サービスを解約できないものとします。

5. 利用会員が10年にサルス49日81とサービスの適用に基づく利用料金の支払いを弊社が確認出来るまでの間、本サービスを解約できないものとします。

でないものとします。 5.利用会員が前項に定める期間に本サービスの解約を申し出た場合、弊社は第7条に定める申込みの承諾を行った 後でもその承諾の取り消しを行うことが出来、その上で第9条の解約の手続きを行うことが出来るものとします。 第10条(本サービス適用期間)

第11 乗(付並) 本サービスの料金 (以下「利用料金」といいます) は、ONLY Wi-Fi 安心サービス利用料とします。

本サービスの料金(以下・1利用料金)といいます)は、ONLYWI-FI安心サービス利用料とします。
利用料金は月額 440 円(税込)となります。
第12条(利用料金の支払い)

1. 利用会員は、本契約に基づいて、弊社が本サービスの提供を開始した日から起算(地球WiFIと同一の月の申込みの場合は、本サービスの提供開始日の属する月の翌月の初日から起算するものとします。)して、契約の解除があった日の前日までの期間について、利用料金の支払いを要します。弊社は、利用料金を ONLYSERVICE 会員規約に基づく契約により会員が支払う料金等に合算して請求します。

2. 利用会員は、弊社より請求された請求金額を別途、弊社が指定する期日までに支払うものとします。

※社は会員が到出料金の支払いを含った場合は、支払いが確認りまますの間ませービアを対象とし、ませー

2. 門内広気は、デセムツゅんと1/に前が重視を加速、デセルが確認出来るまでの間本サービスを対象外とし、本サービスの一時停止などの措置を講じるものとします。 第13条(利用料金の日割り)

-ビスでは月途中に利用開始・解約の場合でも、月額基本使用料金の減額、日割計算は致しません。 第14条(消費税相当額の加算) 利用会員が支払う金額は、消費税相当額(消費税法に基づき課税される消費税の額をいいます。)を加算した額と

します。

します。 第15条(延滞利息) 利用会員は、請求金額について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払い期日の翌日から起算して 支払いの日の前日までの期間について、該当料金に対して年14.5%の割合(年当たりの割合は、閏年の日を含む 期間についても、365日当たりの割合とします。)で計算して得た額を延滞利息として支払っていただきます。 第16条(免責) 1.弊社は、次の場合には本サービスの適用を行わないものとします。 (1)利用会員の故意又は重過失によって生じた故障、全損、水濡れ、紛失等(以下総称して「毀損等」といいます)

ングがロー (2) 詐欺・横領等の犯罪によって生じた毀損等の場合 (3) 弊社に虚偽の報告がなされたことが明らかとなった毀損等の場合 (4) 利用会員の同居人・利用会員の親族・利用会員の役員による故意または重大な過失、法令違反に起因する毀損

等の場合
(5)利用会員が利用料金その他の債務の支払いを現に怠っている場合
(6)対象移動機の利用年数が著しく長く、当該対象移動機に対する補償を行う事が難しい場合
(7)対象移動機の溶難、紛失、遺失について警察への届出等がない場合
(8)弊社指定の書類の提出が弊社にて確認できない場合
(9)地震・噴火・火砕流・津波等の天災によって生じた毀損等の場合
(10)戦争・動乱・暴動等によって生じた毀損等の場合
(11)放射線照射または放射能汚染によって生じた毀損等の場合
(12)前回の携帯端末機器交換の対象となる毀損等の翌日から起算して6ヶ月を経過せず発生した毀損等
(13)保証開始日から2年目の応答日(※)の前日(利用開始日から2年目となる日に到達した利用者については、その日から次の2年目が始まる日の前日。以降同様に繰り返します。)までの間で、対象移動機の交換の対象となる3回目以降の毀損等の場合
(※)2年目の応答日: n年m月1日を保証開始日とした場合、n+2年m月1日とする
(14)対象を移動機の盗機が未遂であった場合

(14) 対象移動機の盗難が未遂であった場合 (15) 公的機関による差押ス、没収等に起因する毀損等の場合 2. 弊社は、本サービスの提供の選延、変更、中断、停止もしくは終了、その他本サービスの利用ができないこと により利用会員に損害が生じた場合でも、弊社の故意または重大な過失に起因する場合を除き、一切の責任を負い ません

本サービスは、対象移動機の紛失等に起因する対象移動機の不正利用によって利用会員または第三者に生じる 損害を補償するものではありません。

2013 年 7 日 8 日制定 2013年7月8日制定 2014年12月1日改定 2015年2月1日改定 2015年7月1日改定 2015年9月1日改定 2016年12月1日改定 2019年10月1日改定

【ビューン@利用規約】

「ビューン@利用規約」(以下「本規約」といいます。)は、株式会社ビューン(以下「当社」といいます。)が提供する。デジタル化された雑誌、マンガ、書籍等の電子コンテンツの閲覧サービス「ビューン@」(以下「本サービス」といいます。)の提供条件等を定めるものです。本サービスを入り、一般により、の提供条件等を定めるものです。本サービスを入り、一般により、本規約に同意したものとみなされます。)は、本サービスを通じて提供される全でのデータ、文章、音声、画像、映像、イラスト、情報等(以下、併せて「データ等」といいます。)に関する、著作権(著作権法(昭和 45 年法律第 48 号)第 27 条および第 28 条の権利を含みます。以下同じ。)、商標権、肖像権を含む一切の権利は、当社または当該権利を有する第三者に帰属します。2 入利用者は、本サービスを利用するにあたって、次の各号に該当する行為および該当するおそれのある行為を行ってはならないものとします。
(1) 本サービスを通じて提供されるデータ等を、利用者以外の第三者に閲覧・利用させる行為(2) 公序良俗に反する行為、または公序良俗に反する情報を第三者に提供する行為(3) 他の利用者または第三者を誹謗中傷する行為(3) 他の利用者または第三者を誹謗中傷する行為(6) 他の利用者または第三者の潜入を自然を与える行為(5) 当社または第三者の署作権その他の知的財産権および保護されるべき法的権利を侵害する行為(6) 他の利用者または第三者の財産、ブライバシーを侵害する行為、または法令もしくは行政機関が定めるガイドラインに違反しもしくは通及のおそれのある情報を第三者に提供する行為(9) 本サービスを通じて入手したデータ等の改変、翻案、編纂、修正、データベース化等を行う行為(10) 本サービスを通じて入手したデータ等の改変、翻案、編纂、修正、データベース化等を行う行為(11)本サービスを通じて入手したデータ等の改変、翻案、編纂、修正、データベース化等を行う行為(11)本サービスの連切手がより下のよりましま。

(12) その他、当社が不適切と判断する行為 本サービスの推奨環境は以下のとおりです。なお、推奨環境以外でのご利用についてはサポート対象外となりま

す。 ■スマートフォン ` ^ S > iPhone

(OS > IPhone iOS 9.3.6/10.3.4 以降、iPad iOS 9.3.6/10.3.4 ~ 12.4.2 iPadOS 13.1 以降、Android4.4 以降
 (ブラウザ> 上記 OS で標準搭載されているブラウザ
 (V) コン
 (OS > Windows 8.1/10、Mac OS X 10.9.0 以降

くプラウザン Google Chrome(最新版)、Edge(最新版)、Safari(最新版) 4.当社のサービスの状態、または利用者のご利用環境の状態(インターネット通信速度が遅い場合等)によっては、 本サービスが提供できない場合があります。

5. 当社は、利用者に対し事前に何ら通知を行うことなく、データ等や本サービスの内容を変更することができるも

5.当社は、利用者に対し事前に何ら通知を行うことなく、データ等や本サービスの内容を変更することができるものとします。
6.当社は、次の各号のいずれかに該当する場合、利用者に対し事前に何ら通知を行うことなく、本サービスの全部もしくは一部の提供を停止または中止し、または本サービスの利用契約を解除することができるものとします。また、当社は、本項に基づき当社が行った措置に基づき利用者に生じた損害について一切の責任を負いません。
(1)システムの定期的または緊急の保守点検を実施する場合
(2)火災、停電、天災、労働争議、戦争、テロ、暴動その他不可抗力またたは当社に予期できない事情がある場

合
(3) 本サービスの運営上やむを得ない理由がある場合
(4) お客さまによる本サービスの利用の継続が不適切であると判断する場合
(5) お客さまが本規約に違反した場合
(6) その他当社が必要と判断する場合
7. 当社は、本サービスを選供するにあたって、INIC 株式会社が提供するアカウント等のユーザー識別チおよび本サービスを提供するにあたって、INIC 株式会社が提供するアカウント等のユーザー識別チおよび本サービスに関する利用履歴
(アクセス履歴、閲覧履歴、設定情報等)等の情報(以下「本情報」と総称します。)を取得します。取得した本情報は、本規約および別途当社が定めるプライバシーポリシーの規定に基づき、管理・保有・利用いたします。
9.当社は、前項に基づき取得した本情報を、以下に定める目的に従って利用いたします。なお、本条に基づき取得

ピ人に関する利用随歴 (パクゼス履歴、関東履歴、設定情報等) 等の情報 (以下1本情報」と総称にます。を取得します。取得した本情報は、本規約および別途当社が定めるブライバシーポリシーの規定に基づき、管理・保有・利用いたします。
9. 当社は、前項に基づき取得した本情報を、以下に定める目的に従って利用いたします。なお、本条に基づき取得した利用情報等を、本規約に定める目的以外の目的で利用する場合には、その都度、その利用目的を明らかにした上で、利用者から事前の同意を取得します。
(1) 顧客 (事業者を含みます。)からの本サービスに関する間い合わせへの対応のため
(2) 利用者の利便性の向上、品質改善および有益なサービスの提供等を目的として、利用状況の分析、効果測定、その他各種マーケティング調査および分析を行うため
(3) データ等の提供者との間において、料金支払いおよび売上金の分配額を計算するため
(4) 当社サービスの不正契約・不正利用の防止および発生時に調査等を行うため
(5) その他、当社サービスの利用に関し、自己の責めに帰すべき事由により、当社に対して損害を与えた場合、一切の損害(弁護士報酬および訴訟費用を含みます。)を賠償する責任を負うものとします。
11. 利用者は、本サービスの利用に関し、他の利用者またはその他の第三者から、クレーム、請求または紛争を解決するために当社が何らかの費用負担した場合は、利用者は当該費用を支払わなければなりません。
12. 本規約または本サービスに関して発生したお客さまの損害について、何らかの理由によって、当社が損害賠償責任を負う場合の賠償の範囲は、お客さまが被った直接かつ現実に生じた損害に限るものとし、その他一切の損害(付殖的損害、間損損害、特別損害、途失利益に係る損害および拡大損害を含みます。)について、当社の損害に関すしているで、当社が対害・特別損害、必失利益に係る損害および拡大損害を含みます。)について、との他の別害に付応的損害、間接損害、特別損害、必失利益に係る損害および拡大損害を含みます。)について、全の予見ではありません。
13. 当社は、本サービスの利用に関する権利義務について、第三者に譲渡、承継、担保権の設定その他処分を行ってはならないものとします。
(1) 自らが反社会的勢力、(果) 団 (暴力の負による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第7号)第2条第2号に規定する暴力団員をいいます。)、暴力団員(国条第6号に規定する暴力団員をいいます。)、暴力団関係者をの他の反社会的勢力に対して資金等の対すの場所を行うに対していると認められる関係を有していないこと
(3) 反社会的勢力に対して資金等の対しないこと。
(3) 反社会的勢力に対して資金等の提供ないし便宜の供与等をしていないこと
(16 本規約のいずれかの条項またはでまた。第の

703または新りて記しておめている。 す。 17. 本サービスの利用ならびに本規約の適用および解釈は、日本法に準拠するものとします。 18. 当社と利用者との間で本サービスまたは本規約について訴訟の必要が生じた場合、東京地方裁判所を第一審の 専属的合意管轄裁判所とします。 19. 本規約の内容は、当社の都合により、利用者への通知なしに変更されることがあります。その場合、当社は変 更後の内容を本サービス内や、その他当社が運営するウェブサイトなどに掲載するものとし、利用者はこれを確認 するものとします。また当該変更の後は、変更後の本規約に従い、当社は本サービスを提供するものとし、利用者 はこれに従うものとします。 発行日:2018 年 9 月 13 日

2020年5月11日改定 2022年6月16日改定 株式会社ビューン

※ビューン@ご利用にあたって 本サービスは株式会社ベネフィットジャパンが運営する「ONLYSERVICE」会員に入会された方のみ無料で提供を受けることが出来ます。「ONLYSERVICE」を退会されると本サービスの提供を受けることが出来ません。

【ONLYSERVICE 会員規約】

本規約は、株式会社ベネフィットジャパン (以下「運営元」といいます)が運営する「ONLYSERVICE」の会員規約 (以下「本規約」といいます)に同意いただいた方が入会するサービスの利用に関し適用されるものとします。なお、運営元が会員に交付する他の書面と本規約との間に齟齬が生じた場合は、特段の定めがない限り本規約を優先するものとします。

∝, 『使用する用語の定義は、それぞれ次のとおりとします。

	力に致め、それでも次のとおうとします。	
用語	用語の定義	
ONLYSERVICE	運営元が提供する通信サービス、オプションサービス等の総称をいいます。	
C mobile サービス	弊社が提供する本規約に定める通信サービスの総称をいいます。	
ONLY OPTION サービス	運営元が提供する本規約に定めるオプションサービスの総称をいいます。	
会員	各種サービスの全部または一部を利用することができ、また運営元が取り扱っている製品・商品や、提供する ONLYSERVICE の案内を無料で受けることができるサービス(以下「無料案内サービス」といいます)に運営元が定める手続きに従い入会した法人または個人をいいます。	
個別規約	ONLYSERVICE の利用に関して、運営元が別途定める規定をいいます。なお、個別規約には、運営元が随時通知またはホームページ上に掲示する条件を含むものとします。	
本規約等	本規約および個別規約を総称していいます。	
ID等	運営元が会員に貸与するユーザーID、自己の設定するパスワード、その他ONLYSERVICEを利用するために運営元が会員に対して付与する記号または番号をいいます。	
会員情報	会員が運営元に対して提供する、氏名、住所、生年月日、カード番号等の会員を 認識もしくは特定できる情報をいいます。	
履歴情報	運営元に記録されている会員による ONLYSERVICE の利用履歴をいいます。	

第2条(規約の適用)

第2条 (規約の適用)
1. 本規約は、無料案内サービスに関する運営元と会員との間において適用されるものとします。
2. 本規約は、無料案内サービスに関する運営元と会員との間において適用されるものとします。
2. 本規約に定める内容と個別規約に定める内容が異なる場合には、別途運営元が明示的に定める場合を除き、個別規約に定める内容が優先して適用されるものとします。
3. 運営元は、運営元が適当と判断する方法で会員に通知することにより、本規約等を変更できるものとします。ただし、本規約等の変更内容の詳細については、運営元のホームページ上に掲示することにより、会員への通知に代えることができるものとします。その場合、本規約等の変更に関する通知の日から起算して1日以上の予告期間をおいて変更後の本規約等が適用されるものとします。

である、とめて 第3条(入会) 1. ONLYSERVICE の会員登録希望者(以下「入会希望者」といいます)は、本規約を承認した上で、運営元が指定 する手続きに従って、会員登録を申し込むものとし、運営元がこれを承諾し、当該手続きが完了した時点で成立し て会員となるものとします。

て云見となるものとします。 2. 未成年の入会希望者は、自らの法定代理人から事前に同意を得た上で、前項の手続きに従って、会員登録を申 し込むものとします。 3. 本条第1項および第2項に定める申込みについて、入会希望者が以下のいずれかに該当することを運営元が確

3. ※木木・1・4のみとびあと*料にためる中心のけ、ノいく、人式布筆者が以りのいりれかいに該当りることを連宮 認した場合、運営元はその申込みを承諾しない場合があり、入会希望者は予めこれを了承するものとします。 ① 登録申込みにあたり、虚偽の記載、誤記、記載漏れまたは入力漏れがあった場合 ② 登録申込みにあたり、指定カード会社より無効扱いの通知を受けた場合 ③ 過去に ONLYSERVICE の利用資格の停止又は失効を受けた場合

②過五式にONLYSERVICEの利用に際し、料金の未納、滞納をした場合 ③過去にONLYSERVICEの利用に際し、料金の未納、滞納をした場合 ⑤ 入会希望者が未成年で、法定代理人の同意を得ていない場合 ⑥ その他、業務の遂行上または技術上、支障をきたすと運営元が判断した場合

② そい他、 美粉の必行上または技術上、 文庫をさた9 と連宮元が判断した場合 第 4 条 (会員の氏名等の変更の届出) 1. 会員は、氏名、住所、請求書の送付先、クレジットカードの情報、電話番号およびメールアドレス等に変更があっ たときは、速やかに弊社所定の手続きに従い届け出るものとします。 2. 前項の届け出がなかったことで、 会員が ONLYSERVICE の利用不能などの不利益を被ったとしても、 運営元は一 切責任を負わないものとします。 第 5 条 (適知) 1. 運営元から会員への適倒は、通知内容を書面、電子メールまたは運営元のホームページ上の方法によるものとし、 津南による生き人は、 ※連載庫、 内容乳中報便・ 書の評価 # 1 / よ ファックシンミリとア 学付するよりの サーキャー 東面によるともくは、 ※連載庫、 内容乳中報便・ 書の事価 # 1 / セファックシンミリとア 学付するよりの サーキャー

1. 連宮元から会員への逸知は、過知内容を書面、電子メールまたは連宮元のホームページ上の万法によるものとし、書面による場合は、普通郵便、内容証明郵便、書留郵便もしくはファクシミリにて送付するものとします。
2. 前項の規定に基づき、運営元から会員への通知を電子メールの送信または運営元のホームページへの掲載の方法により行う場合には、当該通知は、その内容が会員宛に送信された日または運営元のホームページに掲載された日に行われたものとします。
3. 会員が住所変更の届け出を怠る、または運営元からの通知を受領しないなど会員の責めに帰すべき事由により通知または送付された書類等が延着しまたは到達しなかった場合には、通常到達すべき時に到達したものとします。
第6条(ONLYSERVICE の利用)

1. ONLYSERVICE の申込み条件は会員であることとします。

1. ONLYSERVICE の申込み条件は会員であることとします。
2. 会員は、本規約等に従って ONLYSERVICE を利用するものとします。
3. 会員は、ONLYSERVICE と同時にまたはこれに関連して運営元以外の他社提供の類似サービスを利用する場合であっても、ONLYSERVICE の利用に関しては、本規約等の内容に従うものとします。
4. 会員は、本規約等にで明示的に定める場合を除き、自己または利用者がONLYSERVICE を通じて発信する情報および自己または利用者による ONLYSERVICE の利用につき一切の責任を負うものとし、他の会員、第三者および運営元に何等の迷惑をかけず、かつ損害を与えないものとします。
5. ONLYSERVICE の利用に関連して、会員もしくは利用者が他の会員、第三者または運営元に対して損害を与えた場合、あるいは会員もしくは利用者が他の会員または第三者との間で紛争が生じた場合、当該会員は自己の費用と責任でかかる損害を賠償またはかかる紛争を解決するものとし、運営元に何等の迷惑をかけず、かつ損害を与えないものとします。
第7条 (10 等の管理)

第7条(ID 号の音生) 1. 会員は、ID 等を第三者に利用させたり、貸与、譲渡、売買等をしてはならないものとします。なお、ID 等の名 義変更はできないものとします。

3. 運営元は、ID等の誤使用や第三者の使用による損害は負いかねます。 4. 会員は、会員の ID等により ONLYSERVICE が利用されたときには、会員自身の利用とみなされます。但し、運営元の故意または過失により ID等が第三者に利用された場合はこの限りではないとします。 第3条 (ONLYSERVICE の料金)

○実(ONLISENVICE の付金) のNLYSERVICE の利用料金は、別紙書面およびホームページ上にて通知することとします。 ONLYSERVICE の利用料金は、居月単位で計算し会員に毎月請求します。 運営元が指定する ONLYSERVICE の複数セットのご利用料金は、契約月は無料、契約月+1ヶ月は550円(税込 契約月+2ヶ月以降はセット利用料金とします。

ONLYSERVICE の利用開始月が 1 ケ月を満たない場合は次月からの請求開始と致します(ONLY PC サポートサー

5. Cmobile については、利用開始月からの請求開始と致します。利用開始月か月速中如何に関わり9、月銀利用料金の減額、日割計算は数しません。第9条(料金および支払い)
1. 会員は、ONLYSERVICE の利用にあたって、別途運営元が定める利用料金等、別途運営元の定める方法により支払うものとします。
2. 運営元がクレジットカードによる料金等の支払いを認める場合、運営元が指定したクレジットカード会社の発行するクレジットカードのみを利用する事ができ、会員は当該クレジットカード会社の定める規約等に基づいて料金等を支払うものとします。また、料金等は当該クレジットカード会社の定める規約等に基づいて料金等を支払うものとします。また、料金等は当該クレジットカード会社の定める規約等に基づいて料金等を支払うものとします。また、料金等は当該クレジットカード会社の定める規約等において定められた振替日に会員指定の口座から引落すものとします。
3. 会員と、前項のクレジットカーを会社又は決済代行業者との間で料金等の支払いを巡って紛争が発生した場合、当該当事者間で解決するものとし、運営元を免責するものとします。運営元は、当該紛争に関連して会員又は第三者に生じた損害、不利益、その他一切の結果について、なんら責任を負わないものとします。
4. 利用契約が終了するまでの期間において、第11条に定める ONLYSERVICE の停止および失効の事由によりONLYSERVICE の全部を利用することができない状態(以下「利用不能」といいます。)が生じたときであっても、会員は、その利用不能開門の料金等の支払いを要するものとします。(日、第17条第 1項に基づき運営元が会員に対して賠償義務を負う場合の、当該賠償金額相当額については、この限りではありません。
5. 運営元は、運営元が流送と判断する方法で会員に事前に通知することにより、第8条および本条第1項に定め料金組が記しております。大手に、料金およびその支払方法の変更の詳細については、運営元のホームページ上に掲示することにより、会員への通知に代えることができるものとします。その場合、料金およびその支払方法の変更に関する通知の日から起算して8日以内に、会員が本規約第14条に従って該当する ONLYSERVICE の解約を申し入れない場合でも、料金およびその支払方法の変更は報認されたものとみなります。

なします。 **第 10 条** (延滞利息)

第10 案(延滞利息) 会員は、ONLYSERVICE の利用料金その他の債務(延滞利息を除きます)について支払期日を経過してもなお支払い がない場合には、支払期日の翌日から支払日の前日までの間の運営元が定める日数について年 14.6% 割合(年あ たりの割合は、閏年の日を含む期間についても 365 日あたりの割合とします)で計算して得た額を延滞利息として、 運営元が指定する期日までに支払うものとします。

第11条 (ONLYSERVICE の停止および失効)

- 1. 以下の各号の一に該当する場合、運営元は、事前に通知することなく、直ちに該当する会員の ONLYSERVICE の全部もしくは一部を停止するまたは失効させることができるものとします。
 ① 会員が第16条各項に定める禁止行為を行った場合。
 ② 会員がのNLYSERVICE に関する料金等の支払債務の履行選延または不履行があった場合。
 ③ 会員が死亡または清算された場合、その他会員が権利能力を失った場合。
 ④ その他、会員として不適切または ONLYSERVICE の提供に支障があると運営元が合理的に判断した場合。
 ⑤ その他、会員として不適切または ONLYSERVICE の規性に支障があると運営元が合理的に判断した場合。
 ② 第 1項の規定に従い何れかの ONLYSERVICE の利用資格が停止または失効した場合、該当する会員は、期限の利益を失い、かかる利用資格の停止または失効の日までに発生した ONLYSERVICE に関連する運営元に対する債務の全額を、運営元の指示する方法で一括支払いするものとします。
 3 第 1項の規定に従い、会員の ONLYSERVICE 利用資格が停止、失効または終了した場合であっても、会員によって既に支払われた ONLYSERVICE に関する料金等を、一切払い戻す義務を負わないものとします。
 4. 運営元は、営業上、技術上などの理由により ONLYSERVICE の全部または一部を一時的にまたは永続的に廃止することがあります。
 ① 運営元は、ONLYSERVICE の廃止を行う場合、1ヶ月前までに会員に廃止の理由を通知することとします。なお、運営元は、ONLYSERVICE の廃止をより、会員または第二者が被った如何なる損害について、その理由を問わず一切の責任を負わないものとします。

- 切の責任を負わないものとします。

ー切の責任を負わないものとします。 第12条 (ONLYSERVICE の提供の制限) 1. 天災、地変、その他の非常事態が発生し、または発生するおそれがある場合、運営元の管理する設備もしくは システムの保守などを定期的にまたは緊急に行う場合、あるいは運営元の管理する設備またはシステムの障害、そ の他やむを得ない事由が生じた場合、運営元は、自らの判断により会員に対する ONLYSERVICE の提供の全部また は一部を制限することができるものとします。なお、運営元は、本項の規定により ONLYSERVICE の提供の参照する 場合、運営元が適当と判断する方法で事前に会員にその旨を通知または運営元のホームページ上に掲示するもの とします。但し、かかる ONLYSERVICE の提供の制限が緊急に必要な場合、またはやむを得ない事情により通知で きない場合には、この限りではありません。 2. 運営元は、本規約等の ONLYSERVICE の提供の制限によって生じた会員の損害につき一切の責任を負わないもの とします。 億13条 (退会)

第13条(退会)

第13 乗(以云) 会員は、退会希望を書面または電話にて運営元に申し入れ、運営元が受理した日をもって、当該会員を退会することができるものとします。 第14 条(ONLYSERVICE の解約)

会員は、毎月20日までに連牲が別途定める手続きを行うことで、C mobile を、当月末日をもって解約できます。 会員は、毎月末日までに運営元が別途定める手続きを行うことで、ONLY OPTION を、当月末日をもって解約で

第15条 (ONI YSERVICE の強制解約)

- 第15条(ONLYSERVICE の強制解約)
 1. 運営元は、会員の行為が次の項目のいずれかに該当すると判断した場合、事前に催告することなく会員資格を取り消すことができるものとします。この場合、すでに受領した料金などは払い戻ししないこととします。
 2. 第16条の禁止事項に該当する行為があった場合。
 3. 申込み内容に虚偽の記載内容が判明した場合。
 4. 本サービスの利用料金の支払いを2 カ月連続して怠り、運営元より通知したにもかかわらず会員からの意思表示がない場合(ONLY ムービー with U-NEXT は除く)。
 5. 不正目的で本サービスを利用した場合。
 6. 会員において破産、民事再生、会社要生、会社整理の申立があった場合。
 7. その他、運営元が会員として不適当と合理的に判断した場合。
 第16条(禁止事項)
 今員は、ONLY SERVICE の利用にあたって以下の行為を行ってはならないものとします。

- 7. その他、連合九が安良として不過当と自生物にも耐した物品。
 第 16 条(禁止事項)
 会員は、ONLYSERVICE の利用にあたって以下の行為を行ってはならないものとします。
 1. 他の会員、運営元もしくは第三者の財産、プライバシー、肖像権、知的財産権またはその他の権利を害する行為また書するおそれのある行為。
 2. 他の会員、運営元もしくは第三者を不当に差別もしくは誹謗中傷・侮辱し、それらの者への不当な差別を助長し、又はその名誉もしくは信用を毀損する行為。
 3. 他の会員、運営元もしくは第三者に不利益もしくは損害を与える行為、又は、そのおそれのある行為。
 4. 他の会員もしくは第三者「個人情報の譲渡又は譲受にあたる行為、又は、そのおそれのある行為。
 5. ID等を不正な目的をもって使用する行為。
 6. コンピュータウイルス等の有害なプログラムを送信、掲載又は使用する行為。
 7. 運営元が運営する ONLYSERVICE の運営を妨げる行為、又はそのおそれのある行為。
 9. 第三者になりすまして ONLYSERVICE を利用する行為。
 10. 法令に違反する行為または違反のおそれのある行為。
 11. 本規則に違反する行為または違反のおそれのある行為。
 第 17 条 (損害賠償)

第 17 条 (捐害賠償)

- 第 17条(預書胎頃) 1. 運営元のの責に帰すべき事由により、会員に対し ONLYSERVICE を提供できなかったときは、ONLYSERVICE が利用不能にあることを運営元が知った時刻(以下「障 害発生時刻」といいます)から起算して、連続して 24 時間以上、利用不能であったときに限り、運営元は、その 全く利用できない時間を 24 で除した商(小数点以下の端数を四捨五入するものとします。)に日額利用料金を乗じ て算出した額を発生した損害とみなし、会員に対し損害を賠償するものとします。その場合、当該障害発生時刻を 含む月に係る月額料金の30分の1に、利用不能の日数を乗じた額を限度として、会員に現実に発生した損害の賠 偿請を収定が、34 かとります。

- 会もの月に係る月類料金の30分の1に、利用不能の日数を乗じた額を限度として、会員に現実に発生した損害の賠償請求に応じるものとします。
 2. 前項の規定以外の事由により運営元が損害を賠償する場合において、運営元は、債務不履行、不法行為、その他請求原因の如何を問わず、当該損害発生の原因となった事故発生時の直前の月における当該会員のONLYSERVICEの料金等1ヶ月相当額を限度として、その損害を賠償するものとします。
 3. 前2項本文の規定にかかわらず、運営元が運営元の故意または重過失によらずに事業者会員に生じた損害については、運営元だよその責を負わないものとします。
 4. 会員が、本規約等に定める事項に違反したことにより、運営元が損害を賠償するものとします。
 4. 会員が、本規約等に定める事項に違反したことにより、運営元が損害を被った場合には、運営元が主接の長の長いたり、事業者会員以外の会員に生じた損害を賠償するものとします。
 4. 会員が、本規約等に定める事項に違反したことにより、運営元が損害を被った場合には、運営元が連営をしまり、では、は、運営元が連営を被った場合には、運営元が連盟をしてしまり、では、連営元が指害を被った場合には、運営元がま該会員の利用契約を退会したか否かに関わらず、当該会員は運営元に対して当該損害を賠償する責任を負うものとします。
 なお、運営元が、会員と第三者との紛争、その他会員の責に帰すべき事由に起因して費用(弁護士費用、承認費用、財拠収集費用およびその他の訴訟遂行上の合理的費用を含む)を負担することが規定される場合、運営元は、その費用を現実に負担が生じる前であっても、損害の一部としてあらかじめ会員に請求することができるものとします。
 5. 前項の規定は、法人またはその他の団体に所属しているか否かに関わらず、当該協人が本規約等に定める事項に違反したことにより運営元が損害を被った場合には、その時点で当該個人が法人またはその他の団体に所属しているか否かに関わらず、当該法人または当該団体が当該損害を賠償する責任を負うものとします。
 6. ONLYSERVICE に関する設備等にかかる電気通信事業者の提供する電気通信役務に起因して会員がONLYSERVICE
- 端、シャドに変求、JOUCLOAY。 6. ONLYSERVICE に関する設備等にかかる電気通信事業者の提供する電気通信役務に起因して会員が ONLYSERVICE を利用不能となった場合、利用不能となった会員全員に対する損害賠償総額は、運営元がかかる電気通信役務に関 し当該電気通信事業者から受領する損害賠償額を限度とし、弊社は本条第1項に準じて会員の損害賠償の請求に応 じます。
- しより。 7. 前項において、損害の対象となる会員が複数ある場合、当該損害を被った全ての会員の損害に対する運営元の 賠償すべき限度額は、運営元が受領する損害賠償総額を本条第1項により算出された各会員への賠償額で比例配分 した額とします。

第18条(個人情報の保護)

- 第 18条(個人情報の保護)
 1. 運営元は、無料案内サービスおよび ONLYSERVICE の提供を通じて会員から取得した個人情報を会員の同意のない限り、無料案内サービスおよび ONLYSERVICE の目的以外で利用せず、また、漏えい、改変、滅失、毀損しないように厳重に保管するほか、「個人情報の保護に関する法律」の趣旨にしたがって管理するものとします。但し、以下の場合はこの限りではありません。
 ① 会員本人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、会員本人の同意を得ることが困難でまるとも
- ② 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、会員本人の承諾を得るこ

- ののこで。
 ② 公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、会員本人の承諾を得ることが困難である場合
 ③ 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合
 ④ 裁判所、警察庁、警察、弁護士会、消費者センターまたはこれらに準じた権限を有する機関から個人情報についての開示または提供を求められた場合
 ⑤ 法令により開示または提供が許容されている場合
 2. 個人情報の利用目的の通知、開示、訂正、追加、削除請求は、会員本人、法定代理人または会員本人が委託した代理人にて行うことができます。開示等の請求は、運営元の個人情報保護担当窓口にて受付します。
 3. 個人情報に関する問合せ先は、以下となります。
 お、個人情報に関する問合せ先は、以下となります。
 株式会社ペネフィットジャバン個人情報保護管理者
 電話番号の6 6223 9888 HP: http://www.beneftjapan.co.jp/
 4. 個人情報に関する苦情、解決の申出先は、以下となります。
 財団法人日本情報処理開発協会個人情報保護苦情相談室
 電話番号の6 6223 9888 HP: http://www.beneftjapan.co.jp/
 4. 個人情報に関する苦情、解決の申出先は、以下となります。
 財団法人日本情報処理開発協会個人情報保護苦情相談室
 電話番号の120 700 779
 第 19 条 (反社会勢力の排除)
 1. 会員は、運営元に対して ONLYSERVICE の契約成立日から将来にわたり、会員(会員が法人の場合には、会員の機員もよび出資者(以下「役職員等」といいます))が以下の各号に定める者でないことを表明し保証するものとします。 します ○ 暴力団 ② 暴力団の構成員 (準構成員を含む。以下、同様とする)、もしくは暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経
- 過しない者 ③ 暴力団関係企業または本条各号に定める者が役職員等の地位にある団体若しくはこれらの団体の構成員
- 泰力回向所正素または本条合寺に走める省か収録順寺の地址にある回体石してはこれらの回体の構成頁 @ 総会屋、社会運動標はうゴロ、政治活動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団またはこれらの団体の構成員 ⑤ 前各号に準じるもの 2. 会員は自ら、または第三者をして以下の各号の何れかに該当する行為および該当するおそれのある行為を行わないことを誓約するものとします。
- ① 暴力的な要求行為 ② 法的な責任を超えた不当な要求行為

- ③ 取引に関して、脅迫的な言動を行い、または暴力を用いる行為 ④ 風説の流布、偽計若しくは威力を用いて運営元の信用を毀損し、または運営元の業務を妨害する行為 ⑤ 前各号に準じる行為
- ⑤ 前各号に準じる行為
 3. 運営元は、ONLYSERVICE の利用契約成立後に、会員において第1項各号に定める表明および保障事項が虚偽苦しくは不正確となる事由が判明若しくは発生すると合理的に見込まれる場合、また会員が前項に定める誓約に違反する事由が判明もしくは発生した場合には、催告・適知その他の手続きを要することなく、直ちに会員としての資格を失効し退会することができるものとします。
 4. 本条による解除によっては、運営元の会員に対する損害賠償請求は何ら妨げられないものとします。
 5. 本条による解除によって会員に生じた損害、不利益、その他一切の結果について、運営元は何ら責任を負わなします。
- いものとします。

いものとします。 第20条(免責) 1. 運営元は、ONLYSERVICE の内容、提供および会員が ONLYSERVICE を通じて得る情報等について、その完全性、 正確性、確実性、有用性、合法性等いかなる保証も行わないものとします。 2. 運営元は、会員がONLYSERVICE を利用して公開、保存等するデータ、ファイル、プログラム、アプリケーショ ン、ソフトウエア、システム等(以下「データ等)といいます)について、そのパックアップを行わないものとし、 理由の如何を問わずデータ等が滅失または毀損(改ざんを含みます。以下同じ)した場合に、これを復元する義務 を負わないものとします。会員は、自己の費用と責任において、適宜、データ等のパックアプを実施するものと します

します。
3. 運営元は、ONLYSERVICE の提供の遅滞、変更、中止もしくは廃止、ONLYSERVICE を通じて登録、保存、提供されるデータ等の滅失、毀損もしくは漏えい等、その他 ONLYSERVICE の利用に関連して会員に損害が発生した場合は、運営元の放棄または重過失による場合を除き、運営元が別途定める範囲においてのみ責任を負います。但し、運営元は、事業者会員に対しては一切の責任を負いません。
4. 運営元は、会員が ONLYSERVICE を利用することにより第三者との間で生じた紛争等に関して一切責任を負いま

第21条(譲渡禁止)

第41条(最級がエリー 会員は、本規約に基づく権利義務の一部または全部を第三者に譲渡、貸与、または質入等の担保権の設定その他一切の処分を行ってはならないものとします。 第22条(準拠法)

本規約に関する準拠法は、すべて日本国の法令が適用されるものとします。

があるからに対する。中枢はない。 第23条(6巻管轄) 本規約に関連して生ずる一切の紛争については、大阪地方裁判所または大阪簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄 裁判所とします。

【お申し込みによる個人情報の取扱いについて】

お客様からお預かりする個人情報に関しては、下記の利用目的に限って利用し、その他目的以外での利用は行いません。お客様のお申込み関連書類に関して、個人情報保護の観点から弊社は責任を持って管理し、ご返却は一切致しません。また、ご契約を辞退されたお客様のお申込み関連書類に関しては弊社が責任をもって機密廃棄を行い、ご返却は一切致しません。 (弊社は、ご本人が容易に知覚できない方法によって個人情報を取得することはございません。)

【個人情報の取扱いについて】 [住所] 〒541-0045 大阪市中央区道修町1丁目5番18号 [社名・代表者氏名] 株式会社ベネフィットジャバン 代表取締役 佐久間 寛 【個人情報の管理者】

個人情報保護管理者 取締役管理本部長 松下 正則

報は、以下の利用目的に必要な範囲内で適正に取り扱います。			
個人情報の種類	利用目的		
お客様情報	自社サービスの提供の為 契約・キャンセル・解約・請求等の事務処理、事務連絡の為 問い合わせ対応の為(電話対応時の録音データ合む) 商品発送の為 アンケートおよびその結果の利用の為 当社および他社の新サービス、キャンペーンのご案内の為 契約者統計数値作成および分析の為 マーケティング調査実施および結果分析の為 メールマガジン送信の為 サービスの不正利用の防止の為 その他、上記に付随する業務の為		
身分証明書	本人確認に必要な為		
金融機関口座番号・名義	キャッシュバック実施の為		
クレジットカード情報 ※非保持化対応	料金請求に必要な為		
イベント参加予約者情報	イベント案内、訪問管理の為 当社および他社の新サービス、キャンペーンのご案内の為 アンケートおよびその結果の利用の為 その他、上記に付随する業務の為		

1262円 個人情報について、ご本人の同意を得ずに第三者に提供することは、原則いたしません。提供先・提供情報内容を 特定したうえで、ご本人の同意を得た場合に限り、提供します。ただし、以下の場合は、関係法令に反しない範囲で、 ご本人の同意なく個人情報を提供することがあります。

ご本人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、ご本人の同意を得ることが困難である

で本人の同意なく個人情報を提供することがあります。
1. ご本人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、ご本人の同意を得ることが困難であるとき。
2. 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、ご本人の同意を得ることが困難であるとき。
3. 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、ご本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき、
4. 裁判所、検察庁、警察、弁護士会、消費者センターまたはこれらに準した権限を有する機関から、個人情報についての開示または提供を求められた場合
5. 法令により開示または提供が容されている場合
「第三者の範囲」以下の場合に、個人情報の提供を受ける者は、第三者に該当しないものとします。
1. 弊社が利用目的の達成に必要な範囲内において個人情報の取扱いの全部または一部を委託する場合(なお、委託先における個人情報の取扱いについては学社が責任を負います。)
2. 弊社から借予の他が事由による事業の承継に伴って個人情報が提供される場合
「個人情報を提供しなかった場合に生じる結果について】
申込用紙に記入頂く個人情報については、お客様の任意となりますが、ご記入いただけない場合、原則として個人情報取得時に必要となる項目については、契約上不備となり名々のサービスをお受けできない場合があります。
「個人情報の委託について】
「個人情報の要託について】
「個人情報の要託について】
「個人情報の変託について】
「個人情報の変託について】
「個人情報の変託について】
「個人情報の変託について】
「個人情報の変託について】
「日本経験が自動のないを記を行います。この場合には、個人情報を要託することがあります。この場合には、個人情報に護体制が整備された委託先を選定するとともに委託先において個人情報の安全管理が図られるよう。必要かつ適切な監督を行います。
「会社をがいる所述が登録でいます。受け方法に関し、利用目的の通知、訂正、追加又は削除、利用又は提供の拒否権、開示の請求に対しています。また、関示の結果、保有個人データの内容が事実でないと判明した場合、内容の訂正、追加又は削除を行います。受付方法に関しましては、下記の方法にてお申込みいただくよう宜しくお願い致します。なお、この受付方法に関しましては、下記の方法にてお申込みいただくよう宜しくお願い致します。なお、この受付方法に関しましては、下記の方法にてお申込みいただくよう宜してお願い致します。なお、この受付方法に関しましては、下記の方法にておも明示の表すながはまからと判明した場合、内容の訂正、追加又は削除を行います。要だれまでは、「日本経験がしましては、下記の方法にでおいまする。

《受付手続き》 当社所定の申込書面を下記の窓口にご提出していただくか、下記の宛先に、郵送でお申込み下さい。 その他詳細は、お申込みいただいた際にご案内申し上げますが、下記の方法によりご本人(または代理人)である ことの確認をしたうえで、書面の交付または電子メールによる方法により、ご回答いたします。 ・「開示請求書」をダウンロード URL:https://benefitjapan.co.jp/assets/pdf/bill.pdf

口》 〒 541-0045 大阪市中央区道修町 1 丁目 5 番 18 号 株式会社ペネフィットジャパン 代表取締役 佐久間 寛 管理本部 総務部 個人情報保護管理者 取締役管理本部長 06-6223-9888

※受付時間は平日の午前10時から午後4時までとなります。

○本人からお申込みの場合は、ご本人であることを写真付身分証明書(運転免許証・写真付き住民基本台帳カード・バスボート等)その他当社で登録情報等により確認させていただきます。代理人からお申込みの場合は、代理人であることを委任状および委任状に押印された印鑑の印鑑証明書を同封願います。

%33477 開示等の求めに対し、1 件につき 700 円(税込み)を手数料として、現金その他の方法でお支払いいただきます。 なお、 1 件は、 1 度のご請求のうち、 お一人の個人情報に関してのご回答を目安といたします。

《個人情報に関するお問合せ先》 個人情報に関するお問合せは、当社お客様相談窓口まで、ご連絡頂くようお願い致します。 お問合せ番号:06-6223-9888 ※受付時間は平日の午前10時から午後4時までとなります。

《当社が対象事業者となっている「認定個人情報保護団体」の名称及び苦情の解決の申し出先》 当社は、次の認定個人情報保護団体の対象事業者となっております。 認定個人情報保護団体の名称 一般財団法人日本情報経済社会推進協会 認定個人情報保護団体事務局 苦情相談連絡先 〈住所〉〒106-0032 東京都港区六本木一丁目9番9号六本木ファーストビル内 〈電話番号〉03-5860-7565 〈フリーダイヤル〉0120-700-779(※受付時間平日9:30~12:00,13:00~16:30)



【株式会社 NEXT ONE【C mobile 提供元】カスタマーサポートセンター】

10120-966-041

※お問合わせの際は、番号をよくお確かめください。

年末年始・弊社指定休日を除く 10:00~20:00